

第1回小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会
次第

日時 平成27年9月4日（金）午後6時から
場所 小金井市前原暫定集会施設2階 B会議室

【次第】

- 1 依頼状の交付
- 2 委員長・副委員長の互選について
- 3 会議の運営等について
- 4 人口ビジョン及び総合戦略の概要・策定方針について
- 5 全体のスケジュール等について
- 6 市の現状分析について
- 7 次回以降の開催日について
- 8 その他（意見交換等）

【配布資料】

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会

配付資料一覧

	No.	資料名	備考	
第1回 (9月4日)	1	小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会設置要綱		
	2	委員会の運営等について（案）		
	2-1	小金井市市民参加条例、同施行規則（抜粋）		
	2-2	小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領		
	2-3	意見・提案シート		
	3	人口ビジョン及び総合戦略の概要		
	4	小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針	【当日配布】	
	5	全体のスケジュール等について		
	6	市の現状分析について		
	参考資料		第4次基本構想・前期基本計画（概要版）	
	参考資料		アンケート調査用紙	
	参考資料		まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会委員名簿	

小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）等の策定に当たり、市民をはじめ、関係団体等から多様な意見を聴取し、施策の方向性の検討等を行うため、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合戦略における施策の方向性の検討等に関すること。
- (2) その他総合戦略の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼し、又は任命する委員9人以内をもって構成する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 関係団体等が推薦する者 3人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 行政機関の職員 1人以内
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 前項第1号に定める委員の選考方法は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力を依頼され、又は任命された日から平成28年3月31日までとする。

(運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、公開とする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会における庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

委員会の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、いずれかとする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は委員長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」の設置について

- (1) 傍聴者からの意見は、「意見・提案シート」を用いて、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配布するものとする。
- (2) 「意見・提案シート」は、必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は、参考資料として委員のみに配布する。提出された「意見・提案シート」は、原文のまま配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。

小金井市市民参加条例（抜粋） 平成15年 6 月26日 条例第27号

第2章 市政情報の公開

（市の会議の公開）

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

（情報公開手段の拡充）

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- （1） 会議録の公開
- （2） 広報紙等の拡充
- （3） 情報公開施設の拡充
- （4） 通信等情報伝達手段の充実

小金井市市民参加条例施行規則（抜粋） 平成16年 3 月 4 日 規則第6号

改正 平成17年 2 月18日 規則第4号 平成19年 3 月30日 規則第29号
平成19年 9 月20日 規則第36号

（市の会議）

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

（非公開の会議）

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

（会議録等の非公開）

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

（会議録作成の基本方針）

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- （1） 全文記録
- （2） 発言者の発言内容ごとの要点記録
- （3） 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

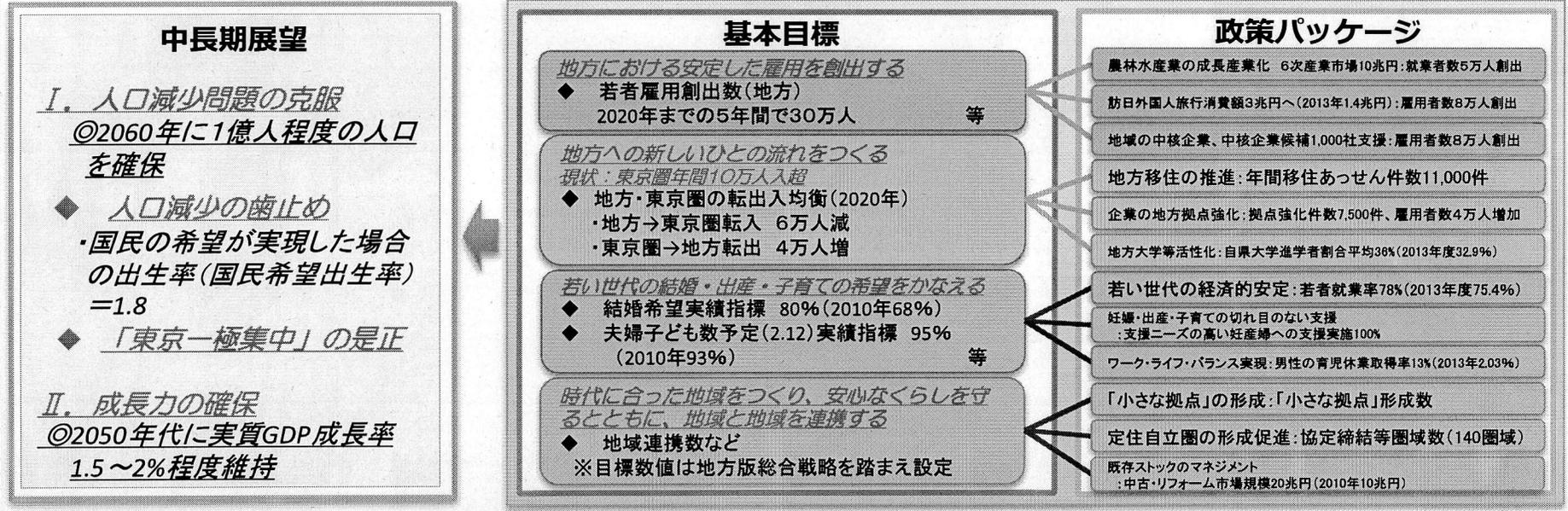
人口ビジョン及び総合戦略の概要

国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成（イメージ）

長期ビジョン【2060年まで】

総合戦略【2019年度までの5か年】

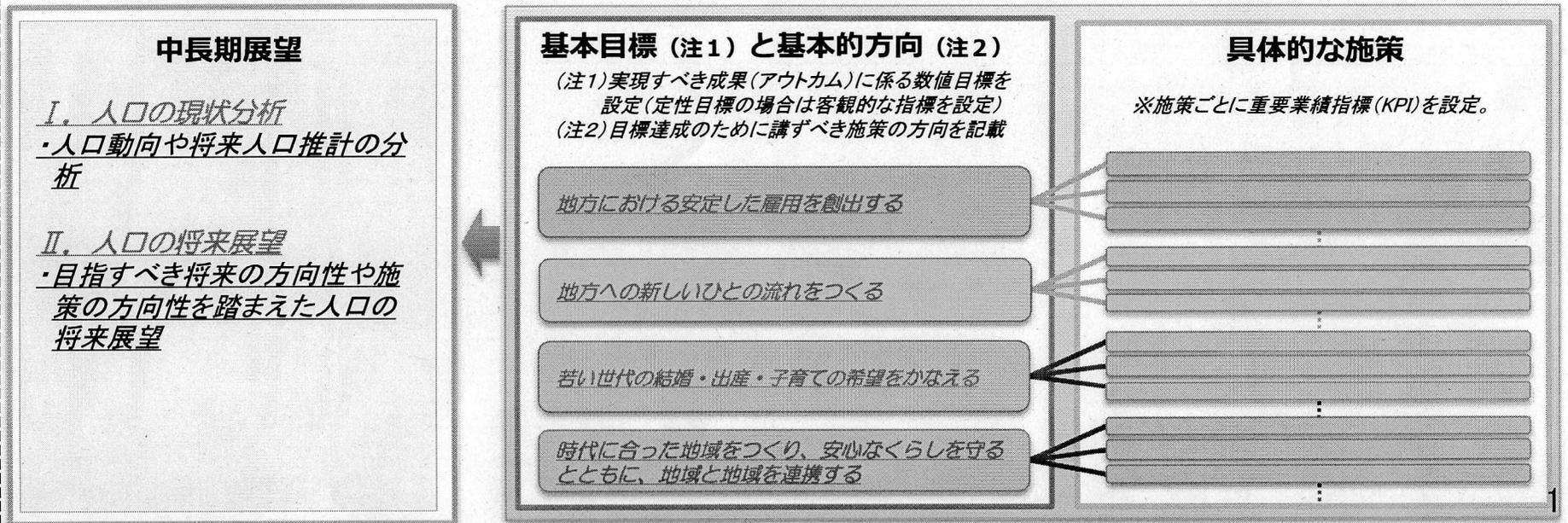
国



地方人口ビジョン【2060年までを基本】

地方版総合戦略【2019年度までの5か年】

都道府県・市町村



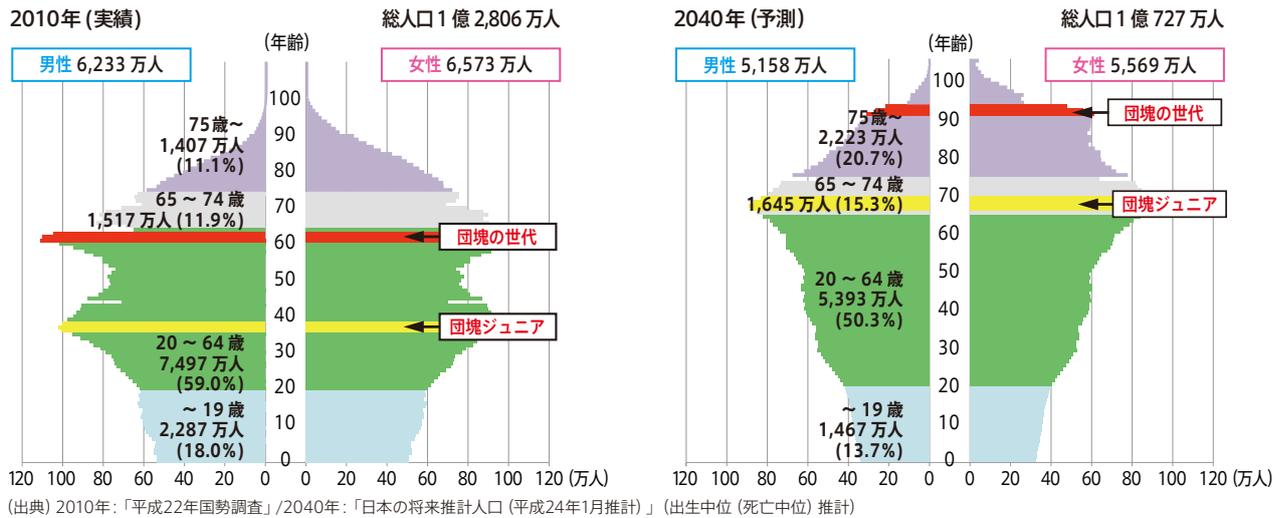
まち・ひと・しごと創生 「長期ビジョン」「総合戦略」

まち・ひと・しごと創生とは

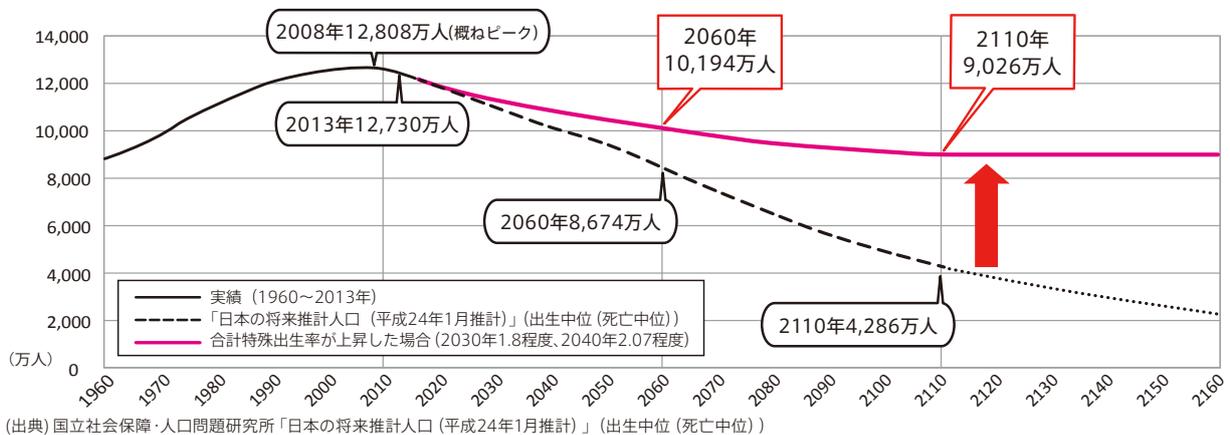
(1) まち・ひと・しごと創生が目指すもの

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- 国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

人口ピラミッドの変化



我が国の人口の推移と長期的な見通し



(2) なぜ、まち・ひと・しごと創生か

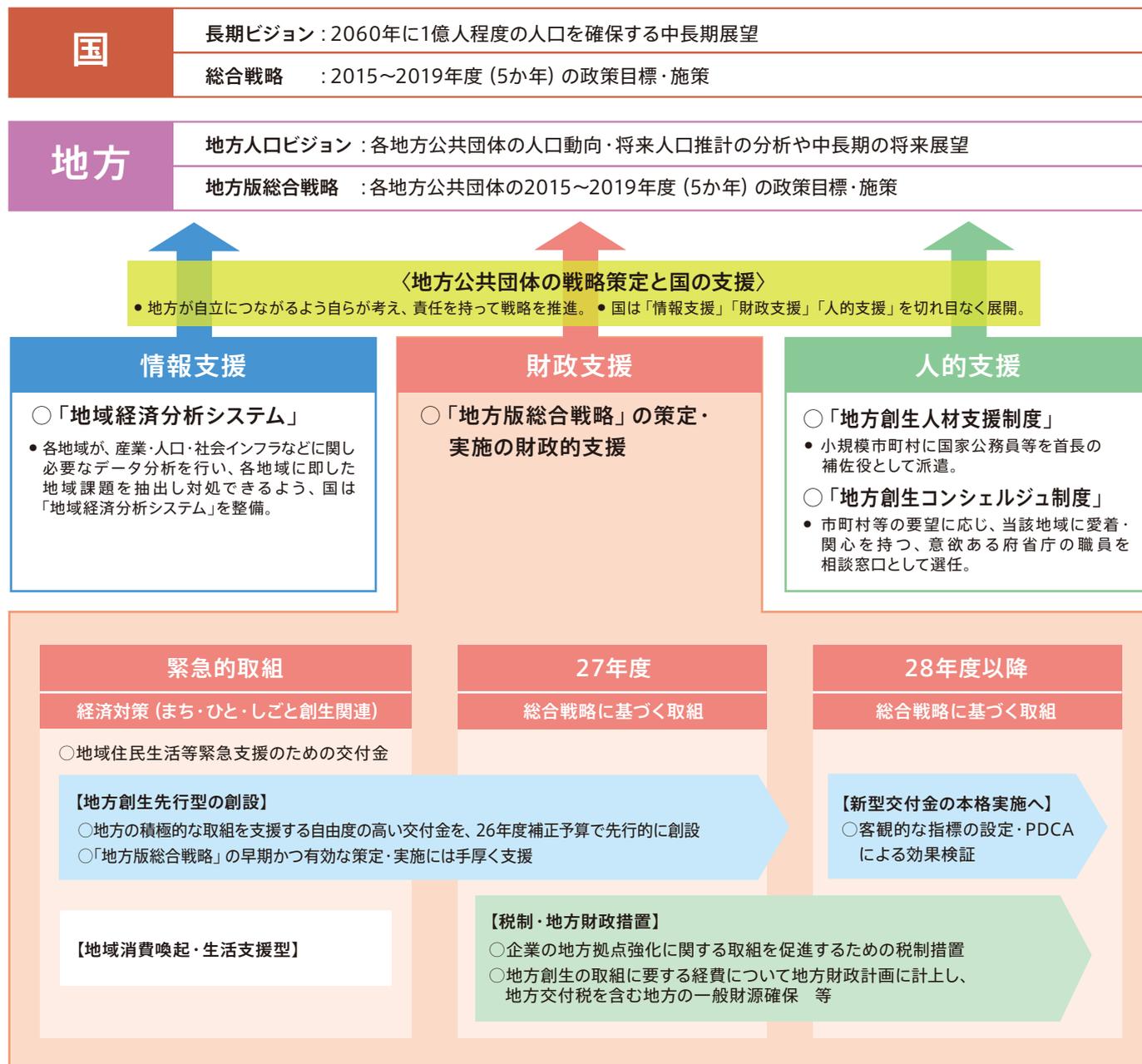
- 人口減少問題は地域によって状況や原因が異なる。
- 大都市における超低出生率・地方における都市への人口流出+低出生率が日本全体の人口減少につながっている。
- 東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育て希望を実現することにより人口減少を克服。
- 地域特性に応じた処方せんが必要。

人口移動(若年層中心)



(出典) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」より

(3) 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



(4) 「地方人口ビジョン」・「地方版総合戦略」策定のポイント

- すべての都道府県及び市町村は、平成27年度中に「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定に努める。
- 地域経済分析システム（ビッグデータ）等を活用し、地域特性を把握した効果的な政策立案。
- 明確な目標とKPI^{※1}（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクル^{※2}による効果検証・改善。
- 地方公共団体を含め、産官学金労言^{※3}、女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力・参画を促す。
- 地方議会も策定や検証に積極的に関与。
- 各々の地域での自律的な取組と地域間連携の推進。

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略（2013年6月）でも設定されている。

※2 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点のプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

※3 （産）産業界、（官）地方公共団体や国の関係機関、（学）大学等の高等教育機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディア。

長期ビジョン・総合戦略

長期ビジョン

人口問題に対する基本認識

「人口減少時代」の到来

今後の基本的視点

- 3つの基本的視点 ①「東京一極集中」の是正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- 人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度に維持される。

地方創生がもたらす日本社会の姿

◎地方創生が目指す方向

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

総合戦略

基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

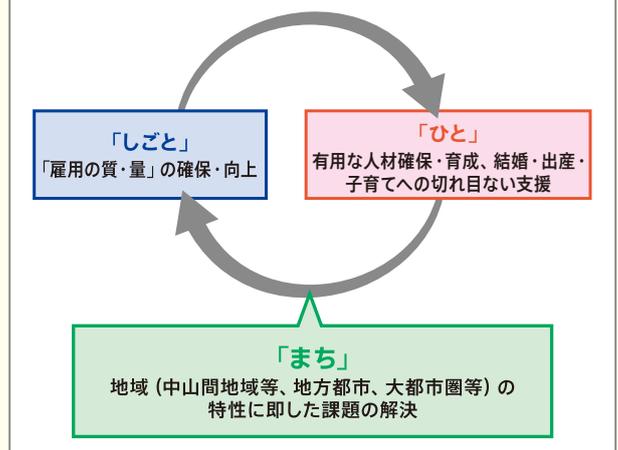
①政策5原則

従来の施策（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の検証を踏まえ、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開。

②国と地方の取組体制とPDCAの整備

国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

「しごと」と「ひと」の好循環、
それを支える「まち」の活性化



今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

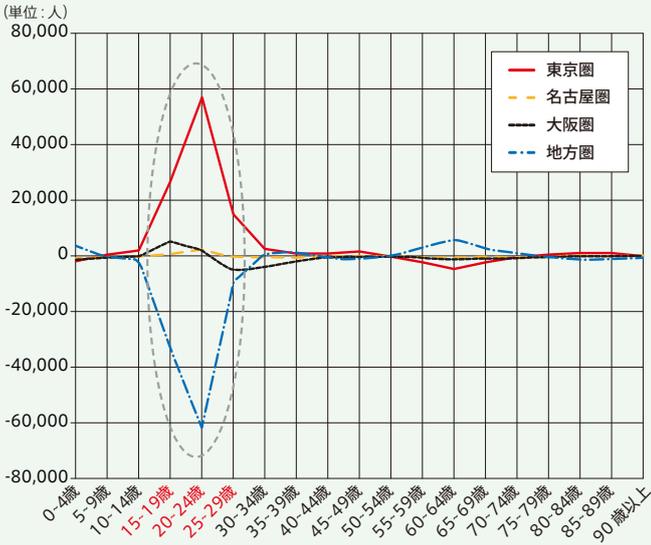
国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

現状・課題

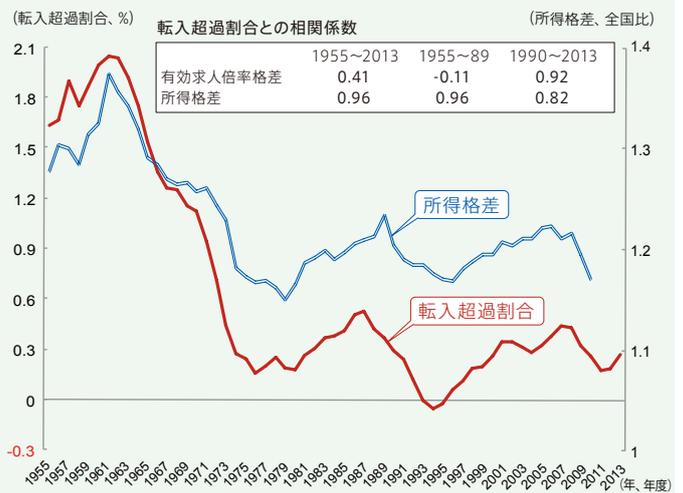
- 2013年の転入超過数の状況を見ると、東京圏では10万人の転入超過となっており、その大半は10代後半～20代の若者
- 東京圏への人口移動は、経済・雇用情勢の格差が影響しており、地方における雇用創出が東京一極集中是正につながる

年齢別転入超過数の状況 (2013年)



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成
(注) 上記の地域区分は以下のとおり。東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 地方圏:
三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)以外の地域

東京圏への人口移動と所得格差・有効求人倍率格差の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定統計)」、内閣府「県民経済計算」より国土交通省国土政策局作成
(注1) 東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (注2) 転入超過割合は「(転入者-転出者)/総人口」、所得格差は「1人あたりの県民所得の東京圏平均/全国値」、有効求人倍率格差は「有効求人倍率の東京圏平均/全国値」で計算。グラフ内の数字は各期間の転入超過割合と格差指標の相関係数

基本目標

地方において若者向けの雇用をつくる。2020年までの5年間で30万人分

- 若い世代における正規雇用労働者の割合の向上。
- 女性の就業率の向上。

主な重要業績評価指標(KPI) ●対日直接投資残高を倍増(18兆円→35兆円) ●サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大(平均0.8%→2.0%)
●雇成型在宅テレワーカーを全労働者数の10%以上に増加

政策パッケージ

地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- 地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- 地域の産官学金労言が連携した総合戦略推進組織の整備
- 地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- 包括的創業支援
- 地域を担う中核企業支援
- 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- 外国企業の地方への対内直接投資の促進
- 産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

ICT等の利活用による地域の活性化

- ICTの利活用による地域の活性化
- 異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

地域産業の競争力強化(分野別取組)

- サービス産業の活性化・付加価値向上
- 農林水産業の成長産業化
- 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- 分散型エネルギーの推進

地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- 若者人材等の還流及び育成・定着支援
- 「プロフェッショナル人材」の地方還流
- 地域における女性の活躍推進
- 新規就農・就業者への総合的支援
- 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

現状・課題

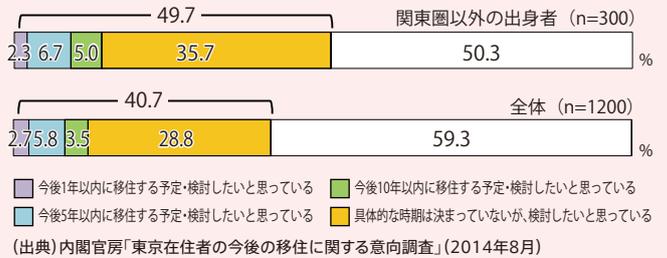
- 人口流入によって東京圏に人口が集中 ○国際的に見ても首都圏への人口集中の割合が高く、さらに上昇傾向にある
- 地方は人口減少の著しい地域が発生する見込み

住民基本台帳転出入超過数

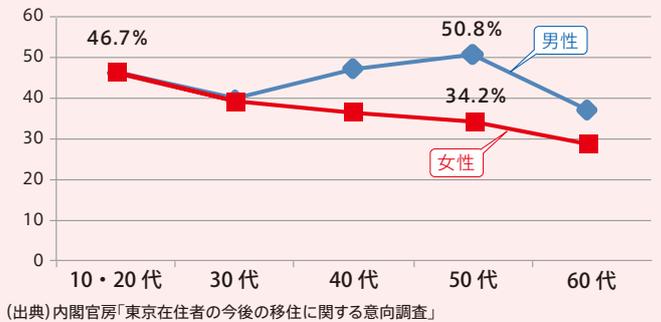


(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(2010年—2013年)」
 (注)東京圏は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県合計、名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県合計、大阪圏は大阪府・兵庫県・京都府・奈良県合計

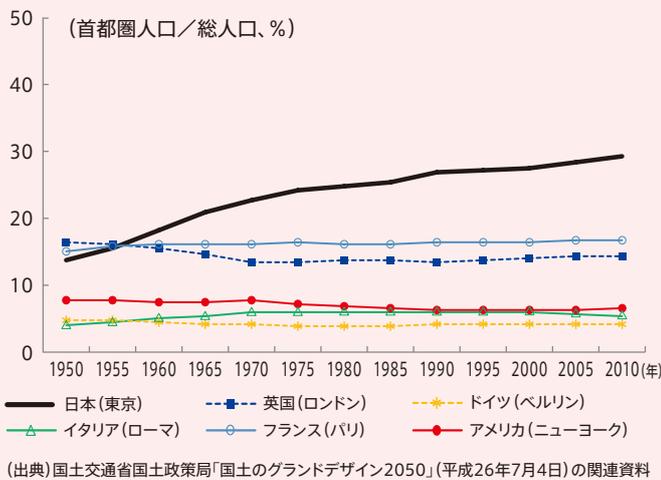
東京在住者の移住希望調査(2014年8月)



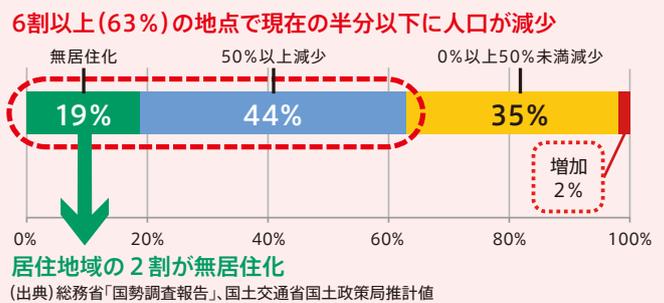
年代別の移住希望者の割合



首都圏への人口集中・欧米諸国との比較



人口増減割合別の地点数(2010年→2050年)



基本目標

現状で年間10万人超の東京圏への人口流入に歯止めをかけ、
 東京圏と地方の人口の転出入を均衡させる

- 2020年までに、東京圏から地方への転出を4万人増加。
- 2020年までに、地方から東京圏への転入を6万人減少。

主な重要業績評価指標(KPI)

- 年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 新規学卒者の県内就職割合を平均80%

政策パッケージ

地方移住の推進

- 地方移住希望者への支援体制
- 地方居住の本格推進
- 「日本版CCRC」の検討
- 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

企業の地方拠点強化、

企業等における地方採用・就労の拡大

- 企業の地方拠点強化等
- 政府関係機関の地方移転
- 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

地方大学等創生5か年戦略

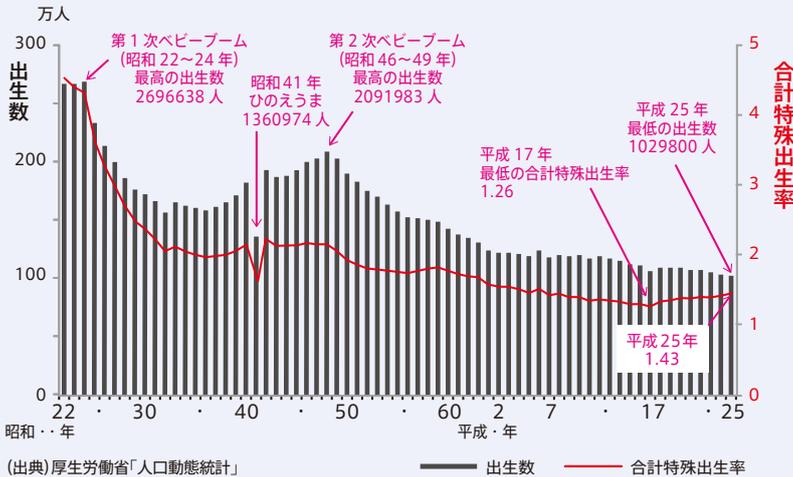
- 知の拠点としての地方大学強化プラン
- 地元学生定着促進プラン
- 地域人材育成プラン

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

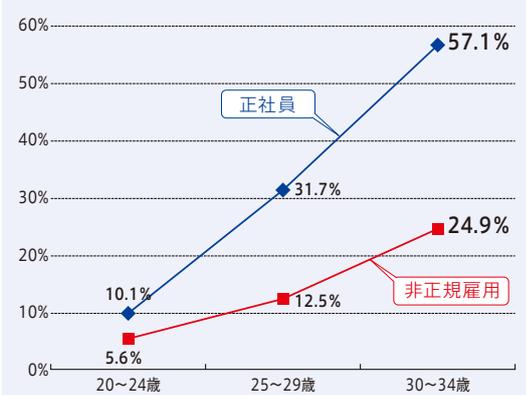
現状・課題

- 出生数は大きく減少 ○就労形態（非正規雇用等）は配偶者の有無の割合に大きく影響
- 未婚者の結婚意思は、9割程度の高い水準・理想の子どもの数も2名以上。一方、合計特殊出生率は1.43となっており、理想と現実のギャップが存在

日本の出生数・出生率推移

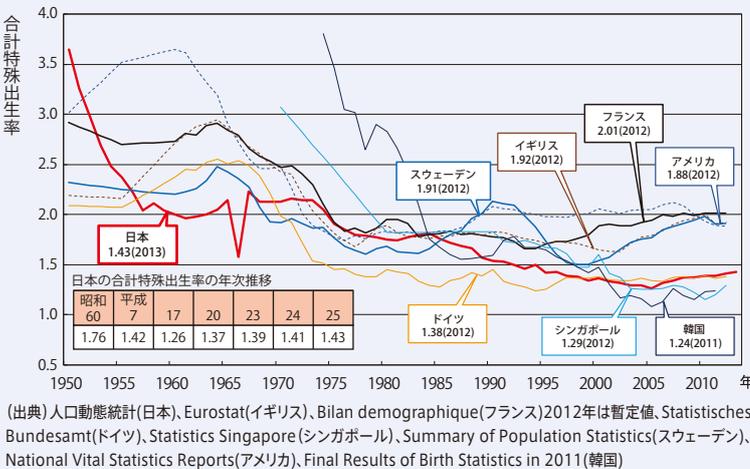


就労形態別配偶者のいる割合 (男性)

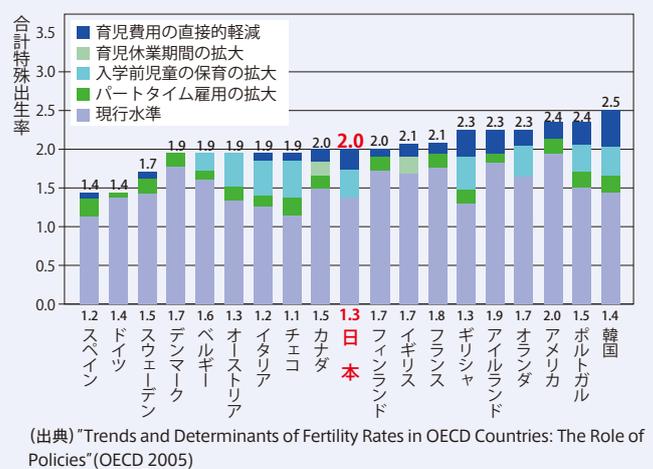


(出典) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)より作成

諸外国の合計特殊出生率の動向



各種政策を実行した場合の合計特殊出生率への影響



基本目標

若い世代が、安心して結婚・妊娠・子育てできるようにする

- 第1子出産前後の女性の継続就業率の向上。
- 結婚希望実績指標の向上。
- 夫婦子ども数予定実績指標の向上。

主な重要業績評価指標 (KPI)

- 若者(20~34歳)の就業率を78%に向上
- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施割合100%
- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上

政策パッケージ

若い世代の経済的安定

- 若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

子ども・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)

- 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

現状・課題

- 中山間地域・地方都市における人口減少に伴う生活サービス提供等、地域の維持・活性化への対応
- 大都市における高齢化・単身化による医療・介護ニーズの拡大への対応
- 老朽インフラ、空き家対応などストック対策 ○コミュニティ、ふるさとづくりへの対応

基本目標 「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進

主な重要業績評価指標(KPI) ●「小さな拠点」の形成数(具体的数値は「地方版総合戦略」を踏まえ設定)
●立地適正化計画を作成する市町村数150 ●定住自立圏の協定締結等圏域数140

政策パッケージ

中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- 「小さな拠点」の形成
- 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

地方都市における経済・生活圏の形成

- 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

大都市圏における安心な暮らしの確保

- 大都市圏における医療・介護問題への対応
- 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

地域連携による経済・生活圏の形成

- 「連携中枢都市圏」の形成
- 定住自立圏の形成の促進

住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

ふるさとづくりの推進

- 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

国家戦略特区制度との連携

- 国家戦略特区法改正
- 「地方創生特区」の指定

税制

- 地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- 地方創生に資する国家戦略特区での特例
- 地方における企業拠点の強化の促進
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- 子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

社会保障制度

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行
- 医療保険制度改革
- 地域医療構想の策定
- 地域包括ケアシステムの構築

地方分権

- 「提案募集方式」による改革推進等

地方財政

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるよう措置

その他の財政的支援の仕組み(新型交付金)

- 地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ、自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための財政的支援

規制改革

- 「空きキャパシティ」の再生・利用
- 地域における道路空間の有効活用の促進
- 地方版規制改革会議の設置

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 【電話】03-5253-2111(代表)

【URL】<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/> 詳細はホームページをご覧ください。



小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 策定趣旨

国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定した。

これまで人口が増加傾向で推移してきた東京においても、人口減少が懸念されており、東京都長期ビジョンによれば、多摩・島しょ地域は平成27年（2015年）に人口のピークを迎えると推計されている。

また、小金井市においても、現在は微増傾向にあるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年（2020年）に約12万8千人まで増加した後、減少に転じ、平成52年（2040年）には約11万7千人になるとされている。さらに、平成52年（2040年）時点での高齢化率は約33%となり、将来的に人口減少、そして高齢化が進んでいくことが予想されているところである。

こうした状況において、市民の生活を守り安定・発展させることを最優先にし、人と人とのきずなをいかした参加と協働による創造的なまちづくりを進めるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び都が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しつつ、小金井市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「小金井市総合戦略」という。）を策定する。

2 策定内容

(1) 人口ビジョン

市における人口の現状を分析し、現状分析で把握した課題を踏まえ、市民の進学・就職・出産・子育てに関する意識等を把握した上で、目指すべき将来の方向を提示し、自然増減や社会増減に関する見通しを立て、市の将来の人口を展望する。

なお、対象期間は、平成27年度（2015年度）から平成72年度（2060年度）までとする。

(2) 小金井市総合戦略

人口ビジョン及び小金井市の実情等を踏まえた5か年の基本目標、講ずべき施策に関する基本的方向、実施する具体的な施策を盛り込む。

基本目標については具体的な数値目標を、具体的な施策についてはそれぞれに対して客観的な重要業績評価指標（K P I）を設定する。

なお、対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

※ K P I : Key Performance Indicator

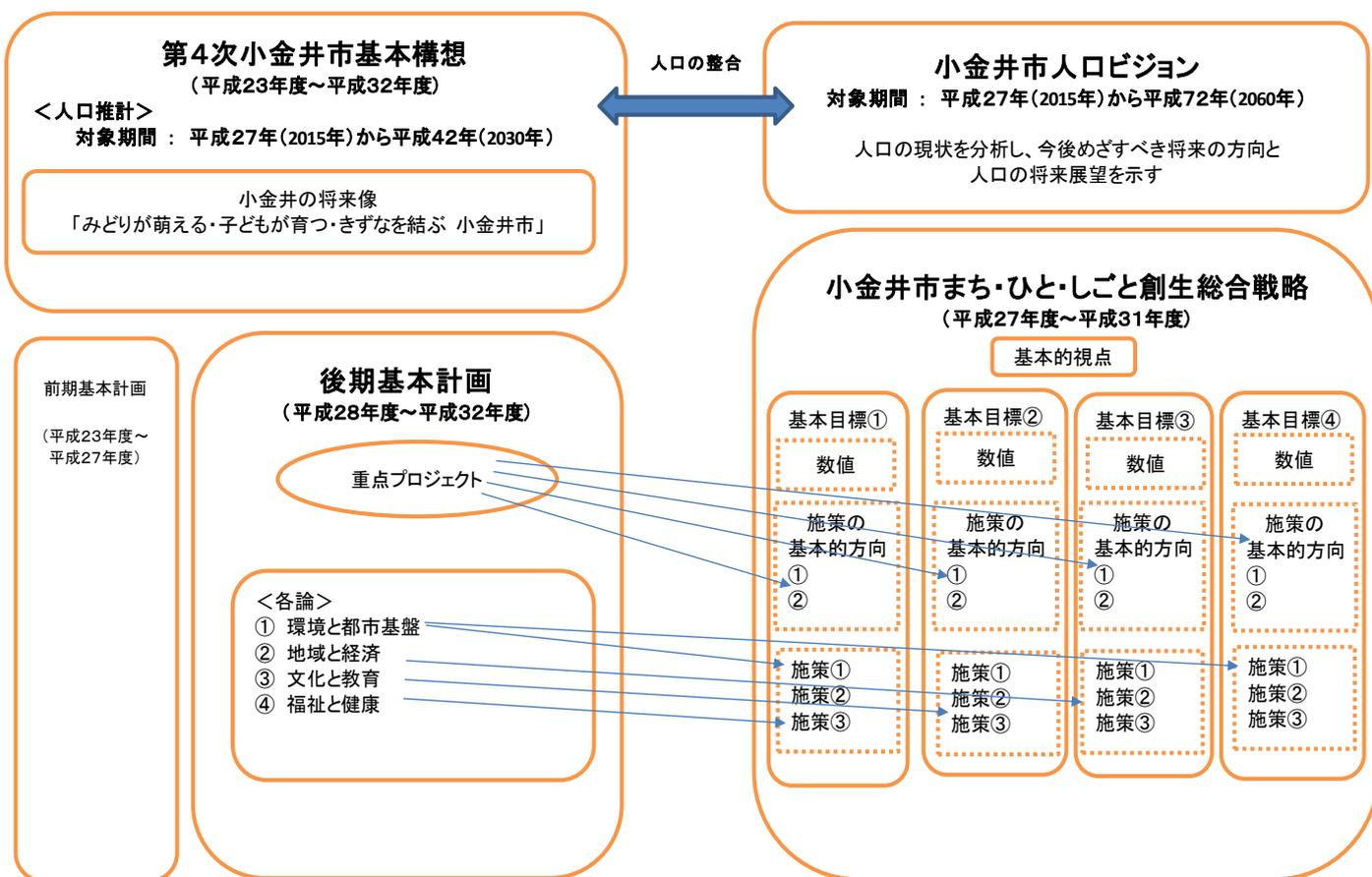
3 策定の考え方

(1) 第4次基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）との整合

平成27年度中に策定する第4次基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）と整合させ、基本計画に位置付けられる重点プロジェクトを基軸として施策の基本的方向を定める。

また、小金井市総合戦略に位置付ける各施策の効果を客観的に検証するための数値目標（K P I）の設定についても、基本計画の成果活動指標との整合を図る。

<基本計画と総合戦略の関係性（イメージ）>



※各個別計画の内容についても必要に応じて反映していく

(2) 国及び都のまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

国及び都のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、国や都が示す諸課題への対応に留意しながら、中長期的な視点で策定する。

4 策定にあたっての基本的視点

小金井市の実情に応じた小金井市総合戦略を策定していくために、人口ビジョンと以下の視点を踏まえ、基本目標、施策に関する基本的方向、具体的な施策、客観的指標等を検討する。

- (1) 小金井市のまちの魅力を市内外に発信することにより、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、地域の活性化につなげる。
- (2) 将来にわたって安定した人口構成を維持するためのまちづくりを推進するため、市民がいきいきと多様な働き方を選択でき、若い世代が安心して結婚・出産・子育てできる地域の実現を目指す。
- (3) 時代にあった地域をつくり、市民にとって安全・安心で快適な暮らしを営むことができるようなまちづくりを進める。

5 策定体制

(1) 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会

小金井市総合戦略の策定にあたり、「小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会」を設置し、市民をはじめとする幅広い分野から意見の聴取を図る。

(2) 小金井市まち・ひと・しごと創生本部

人口ビジョン及び小金井市総合戦略の策定にあたり、市長を本部長とする「小金井市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、まち・ひと・しごと創生に関して全庁横断的に取り組む。

さらに、本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、必要に応じて調整部会を設置し、具体的な検討を行う。

全体スケジュール等について(案)

	7月 上旬 中旬 下旬	8月 上旬 中旬 下旬	9月 上旬 中旬 下旬	10月 上旬 中旬 下旬	11月 上旬 中旬 下旬	12月 上旬 中旬 下旬	1月 上旬 中旬 下旬	2月 上旬 中旬 下旬	3月 上旬 中旬 下旬
検討委員会			第1回	第2回 第3回	第4回	第5回	市民説明会/ パブリック・コメント	第6回	
検討内容			【第1回】 ・市の現状 ・概要・策定方針	【第2回】 ・人口ビジョン(素案)説明・検討 【第3回】 ・総合戦略(素案)説明・検討	【第4回】 ・総合戦略(素案)検討	【第5回】 ・総合戦略(素案)検討		【第6回】 ・市民説明会・パブリックコメントを踏まえた検討	
全体の動き	市民アンケート実施		アンケート分析		人口ビジョン(素案)検討				
						総合戦略(素案)検討			

市の現状分析について

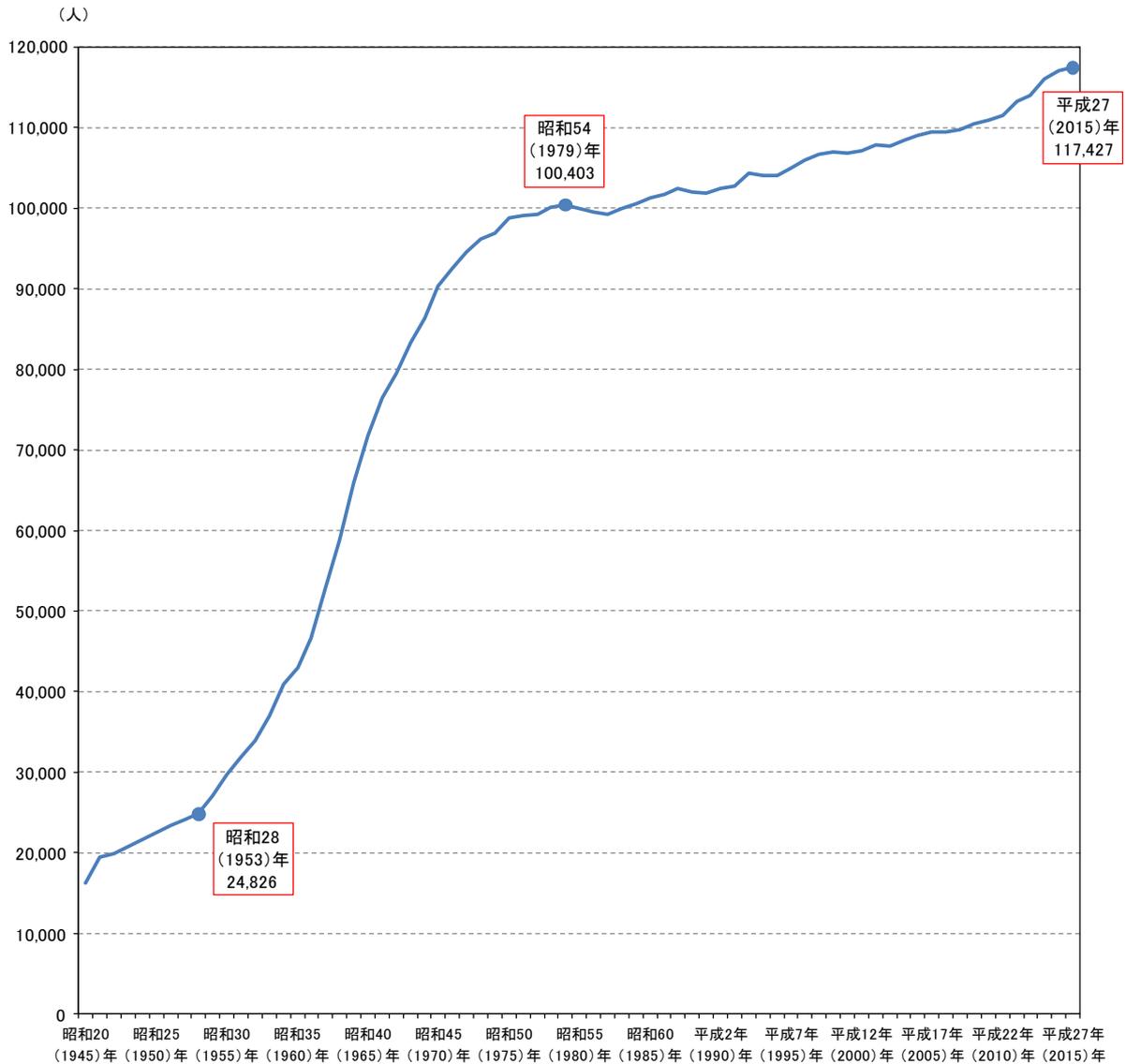
目次

1. 人口	
1. 人口推移	2
2. 人口ピラミッド	3
3. 年齢3区分人口の推移	4
4. 世帯人員の推移	5
5. 家族の種類	5
6. 地区別の人口推移	6
2. 出産・子育て	
1. 5歳階級別の未婚率	7
2. 合計特殊出生率	7
3. 核家族世帯の家族構成	8
4. 保育所・幼稚園の利用状況	9
5. 待機児童数の推移	9
3. 転入・転出	
1. 転入・転出の状況(社会増減と自然増減)	10
2. 5歳階級別の転入・転出数	10
3. 転入・転出の状況	11
4. 財政状況	
1. 性質別歳出の推移	12
2. 市民の年間平均所得:平成25(2013)年	13
5. 就業	
1. 市民の就業・通学の状況	14
2. 市民の就業率	15
3. 昼夜間人口	16
4. 市民の就業地の分布	17
5. 市民の通学地の分布	18
6. 市内就業者・通学者の状況	19
7. 市内就業者の居住地	20
6. 産業	
1. 産業別就業者数の推移	21
2. 商業の状況	21
3. 工業の状況	22
4. 観光の状況	22
7. 土地利用	
1. 土地利用比率	23
2. 用途地域の割合	24
3. 住宅所有関係	24
4. 公園の面積	25

1. 人口

1. 人口推移

昭和33(1958)年に市制が施行される以前、昭和20年代から人口が急増しており、昭和54(1979)年には10万人を超えます。その後も人口は堅調で、平成27(2015)年8月1日現在、117,898人になっています。

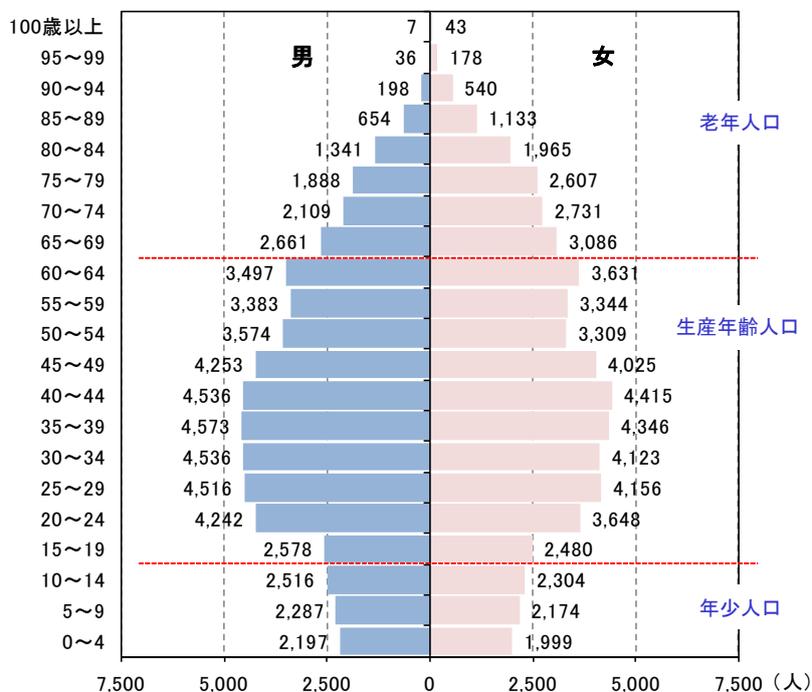


出典:住民基本台帳(各年1月1日)

図表1 人口推移:昭和20(1945)年~平成27(2015)年

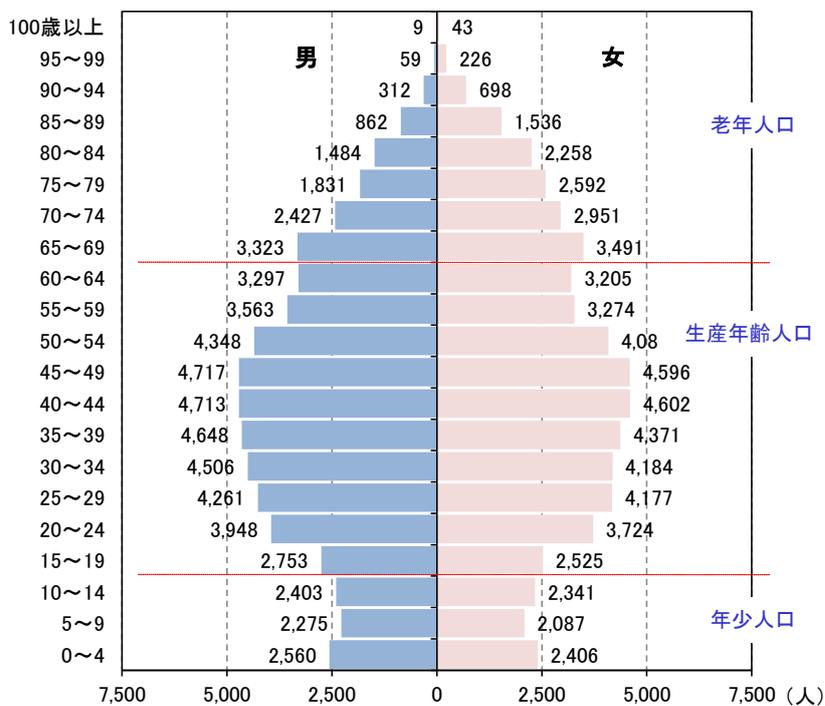
2. 人口ピラミッド

住民基本台帳にみる平成22(2010)年4月1日の人口構成は少子高齢化社会を示す「つぼ型」です。平成27(2015)年4月1日も同様に「つぼ型」ですが、0～4歳の人口が男女ともに増えていることが分かります。



出典:住民基本台帳

図表2 人口ピラミッド:平成22(2010)年

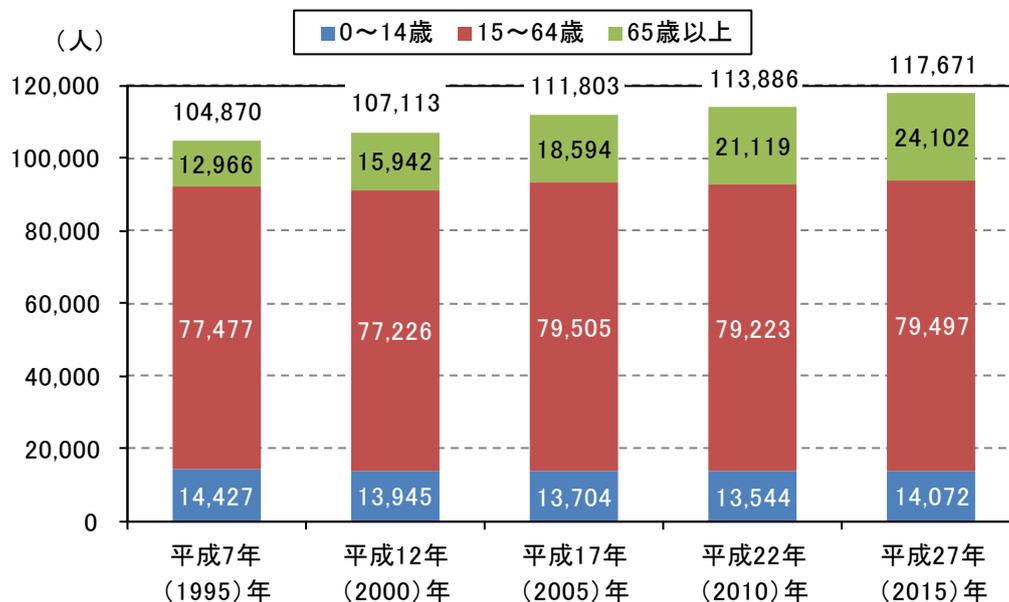


出典:住民基本台帳

図表3 人口ピラミッド:平成27(2015)年

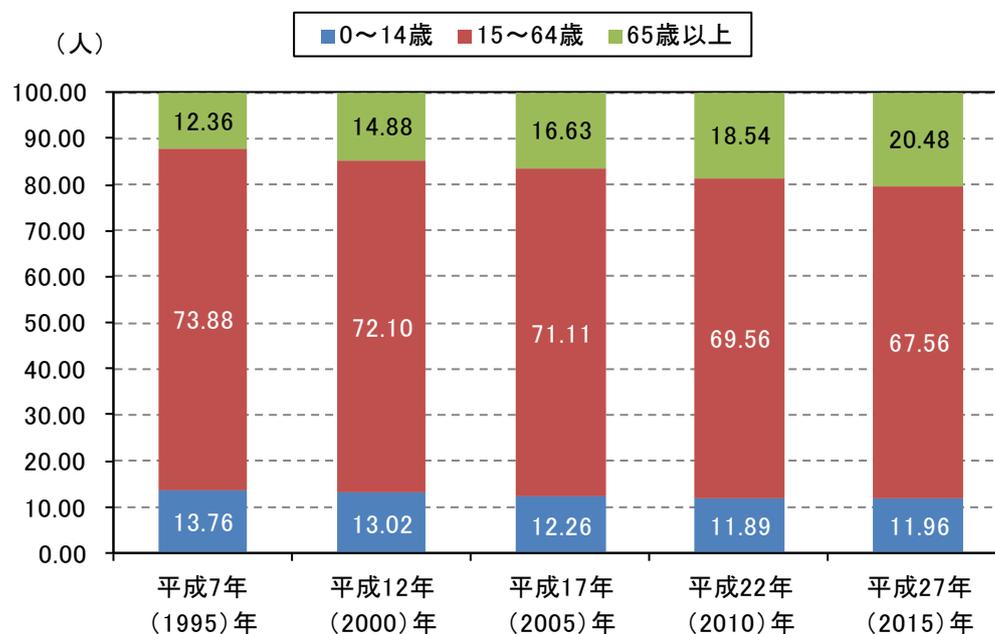
3. 年齢3区分人口の推移

年齢3区分の人口推移をみると、人口全体が増えているなか、年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)の人口はあまり伸びておらず、老年人口(65歳以上)が増えていることが分かります。高齢化率では、平成7(1995)年では10%台でしたが、平成27(2015)年では20%を超えています。



出典:住民基本台帳(各年1月1日)

図表4 年齢3区分の人口の推移:平成7(1995)年～平成27(2015)年

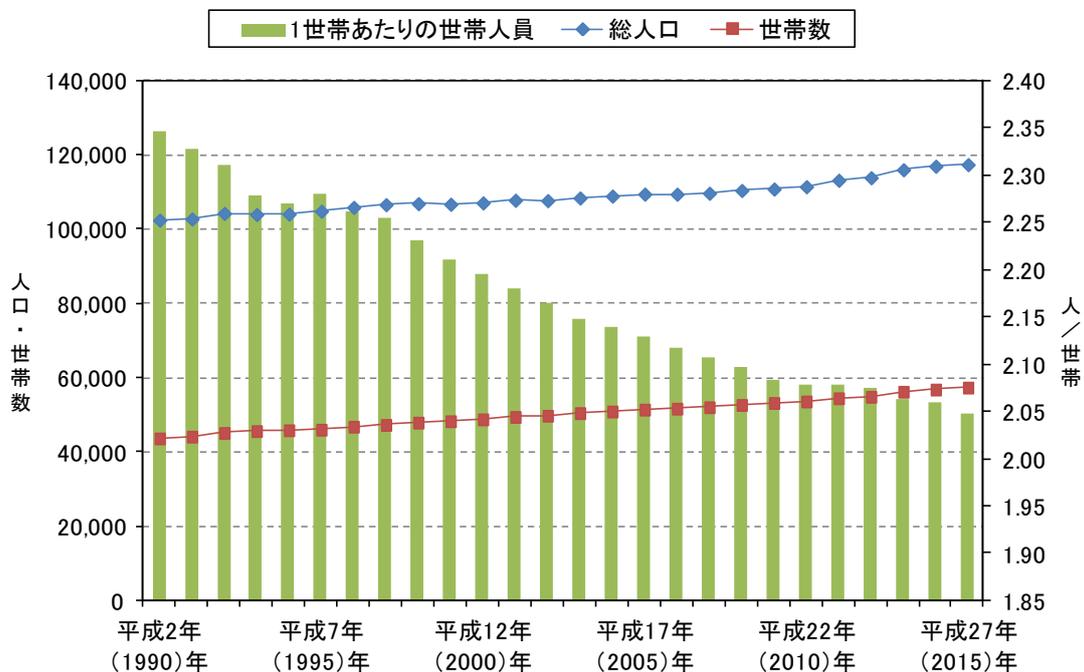


出典:住民基本台帳(各年1月1日)

図表5 年齢3区分の人口構成割合の推移:平成7(1995)年～平成27(2015)年

4. 世帯人員の推移

世帯状況の推移をみると、平成2(1990)年以降、減少傾向にあり、平成27(2015)年の1世帯当たりの世帯人員は2.05人/世帯になっています。

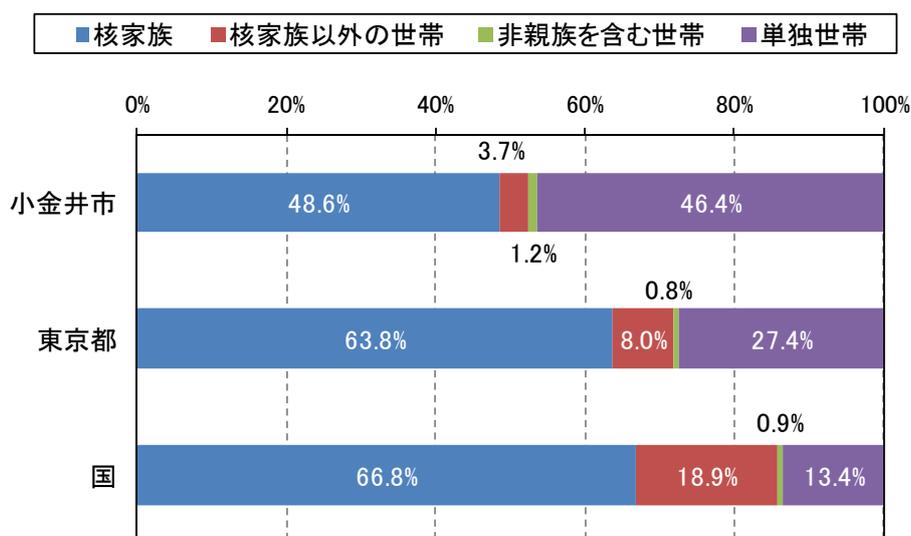


出典:住民基本台帳

図表6 総人口と世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移:平成2(1990)年～平成27(2015年)

5. 家族の類型

家族の類型をみると、核家族と単独世帯がそれぞれ4割半ばを占めています。国・東京都とくらべると、単独世帯の割合が多いです。



出典:平成22年国勢調査

図表7 世帯の家族類型別割合:平成22(2010)年

6. 地区別の人口推移

地区別の人口推移をみると、全体的に堅調ななか、特に本町の人口が増加しています。

貫井北町にて平成22(2010)年から平成23(2011)年にかけて2,000人規模で人口が増えているのは、町内に公務員宿舎が建設されたことによるものです。



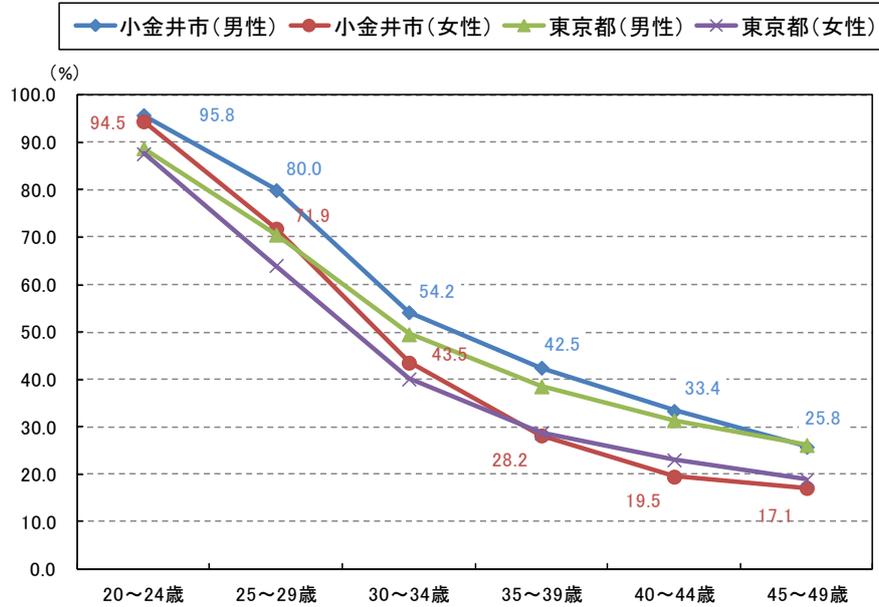
出典:住民基本台帳

図表8 地区別の人口推移:平成21(2009)年~平成27(2015)年

2. 出産・子育て

1. 5歳階級別の未婚率

5歳階級別の未婚率をみると、いずれの年代においても女性よりも男性の未婚率が高いです。東京都平均と比較すると、男性はどの年代においても東京都よりも高く、女性は35歳未満において東京都よりも高いです。

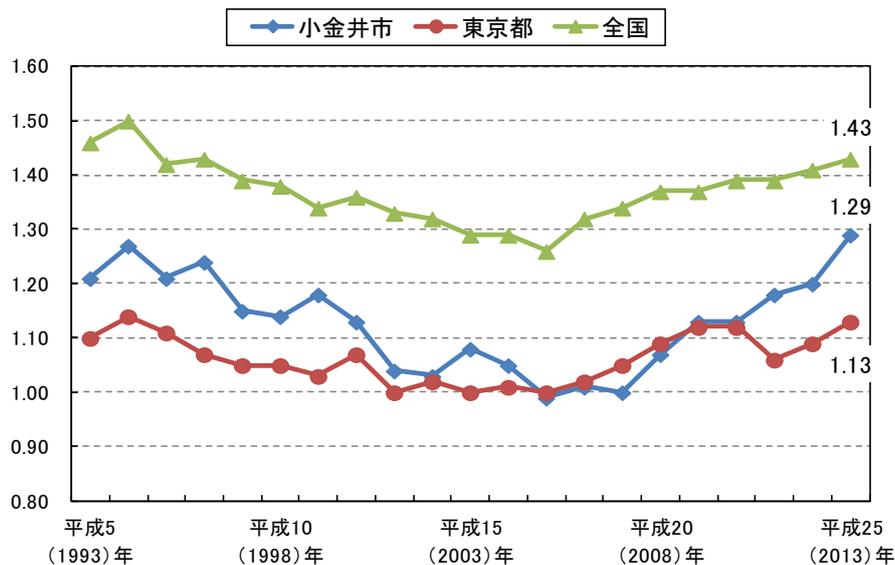


出典：平成22年国勢調査

図表9 5歳階級別の未婚率：平成22(2010)年

2. 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成20(2008)年まで減少傾向にありましたが、全国・東京都との回復基調に合わせて、増加に転じました。平成25(2013)年時点では1.29となっており、東京都より0.16高く、全国よりも1.4低いです。

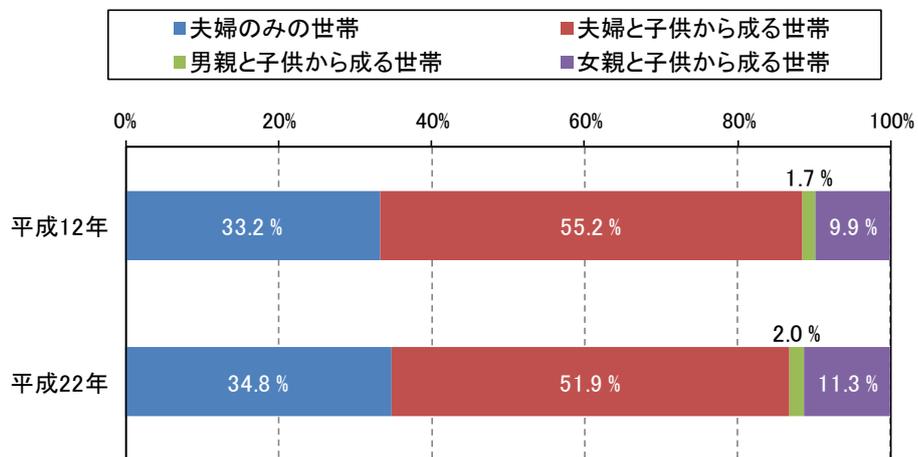


出典：東京都人口動態統計

図表10 合計特殊出生率の推移：平成5(1993)年～平成25(2013)年

3. 核家族世帯の家族構成

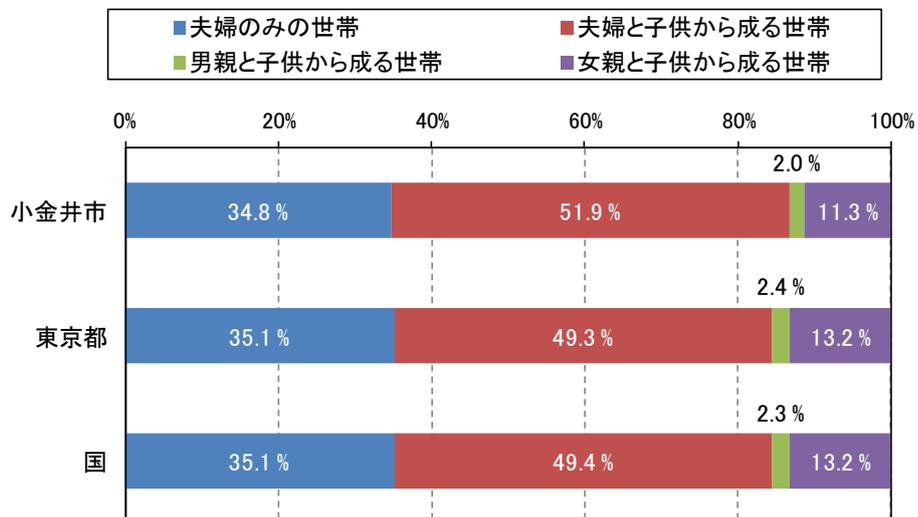
核家族世帯の家族構成の推移をみると、平成22(2010)年は、平成12(2000)年に比べて子どものいる世帯の割合が減り、夫婦のみの世帯が増加しています。また、ひとり親家庭も増えていることが分かります。



出典：平成22年国勢調査

図表11 核家族世帯における家族構成の内訳の推移：平成22(2010)年

国・東京都と比べると、夫婦と子供からなる世帯が多いです。ひとり親家庭は国・東京都よりも少ないです。

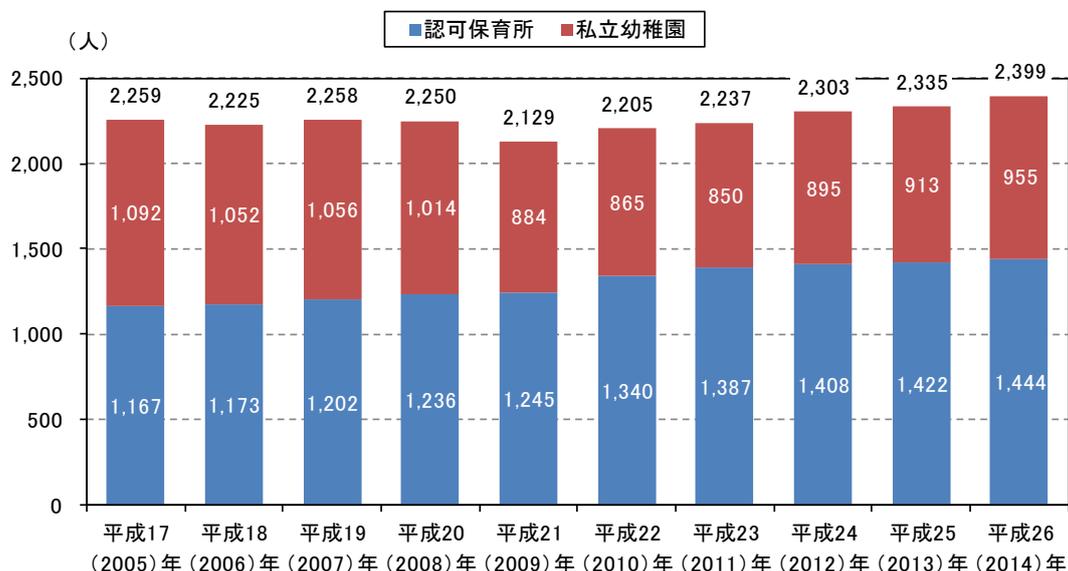


出典：平成22年国勢調査

図表12 核家族世帯における家族構成の内訳の比較(国・東京都・小金井市)：平成22(2010)年

4. 保育所・幼稚園の利用状況

認可保育所・私立幼稚園の利用状況の推移をみると、平成21(2009)年に一度減少した後、増加しています。平成26(2014)年は認可保育所・私立幼稚園を利用する児童は2,399人です。

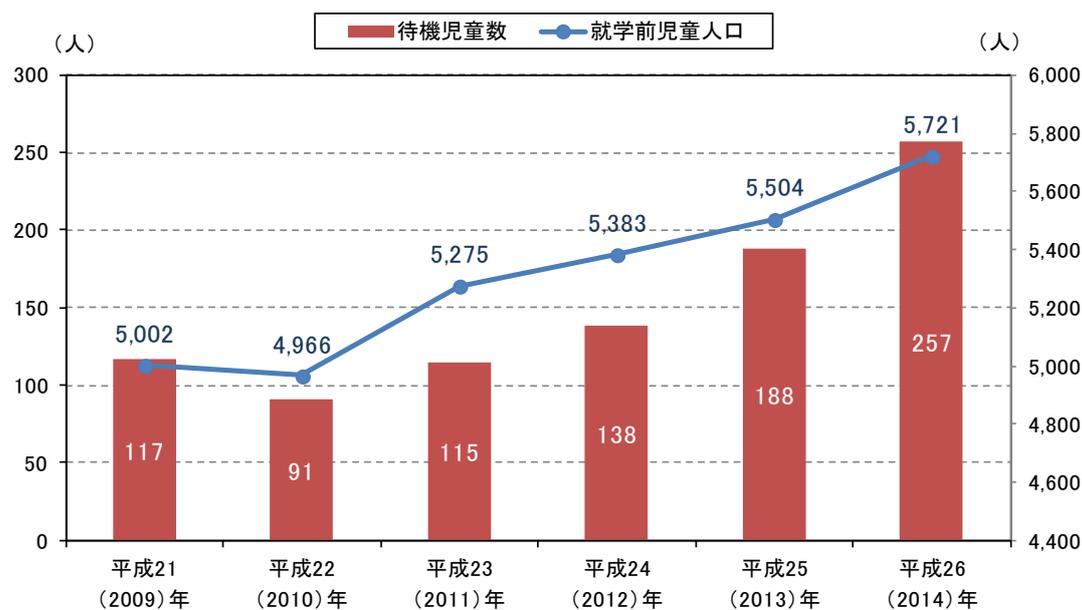


出典: 小金井市資料

図表13 認可保育所・私立幼稚園の利用児童数の推移: 平成17(2005)年～平成26(2014)年

5. 待機児童数の推移

待機児童数の推移をみると、平成22(2010)年以降、増加傾向にあります。就学前児童人口も同様に増加していることが分かります。



出典: 都内の保育サービスの状況について

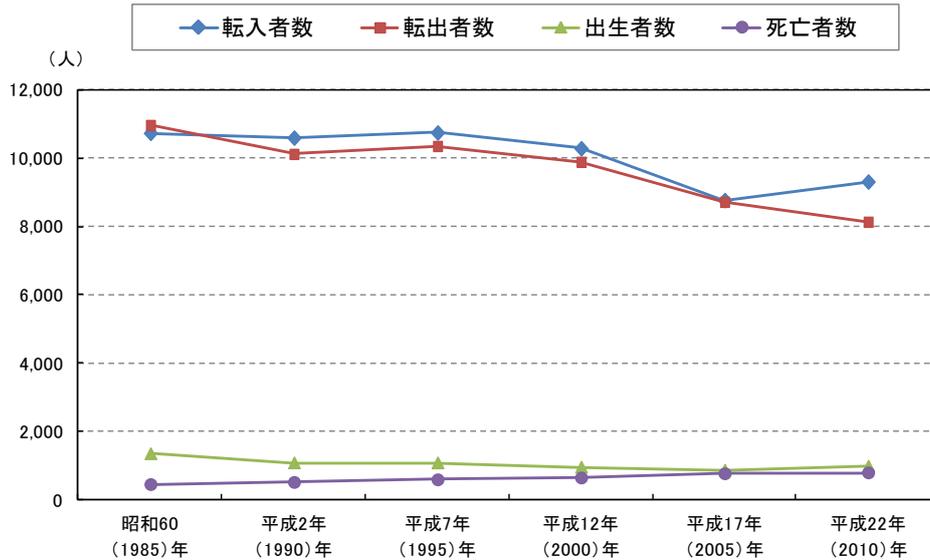
図表14 待機児童数・就学前児童人口の推移: 平成21(2009)年～平成26(2014)年

3. 転入・転出

1. 転入・転出の状況(社会増減と自然増減)

自然増減(出生・死亡)については、平成7(1995)年に出生数が死亡数とほぼ同数となりますが、平成22(2010)年には出生数が上回っています。

社会増減(転入・転出)については、平成7(2005)年までは転入者数・転出者数ともに減少傾向にありましたが、平成22(2010)年には転入者数が増加し、転出者数を上回っています。ただし、平成22(2010)年は貫井北町の宅地開発があったため、転入者が多くなったと考えられます。

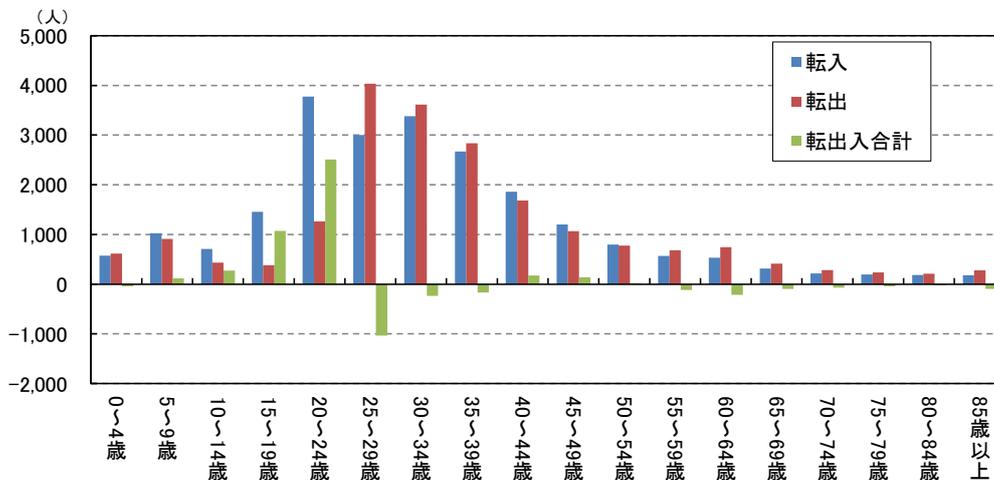


出典: 小金井市統計

図表15 転入・入者数、出生数・死亡者数の推移: 昭和60(1985)年～平成22(2010)年

2. 5歳階級別の転入・転出数

平成22(2010)年の転入・転出状況を見ると、20～24歳で特に転入が多く、10～24歳で転入超過が見られます。一方、25～29歳をピークとして若い世代の転出が多く、転入も少なくないですが、転出超過が見られます。

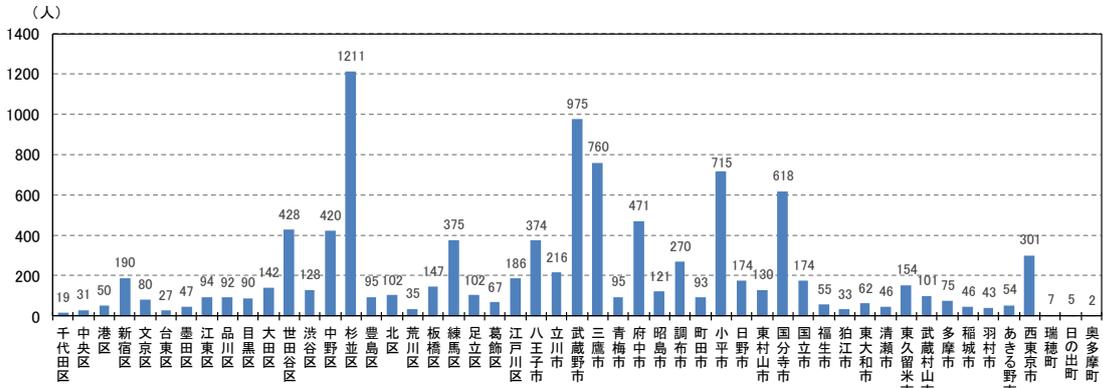


出典: 平成22年国勢調査

図表16 5歳階級別の転出者数・転入者数: 平成22(2010)年

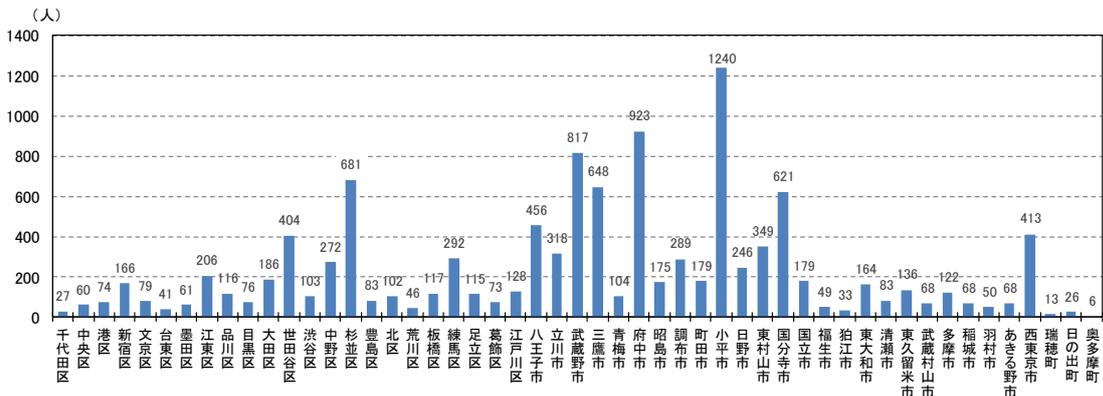
3. 転入・転出の状況

転入前の居住地は東京都が最も多く、なかでも杉並区、武蔵野市、三鷹市、小平市など、近い自治体からの転入が多く見られます。転出後の居住地も東京都が最も多く、なかでも小平市、府中市、武蔵野市、杉並区など、同じく近い自治体への転出が多く見られます。



出典：平成22年国勢調査

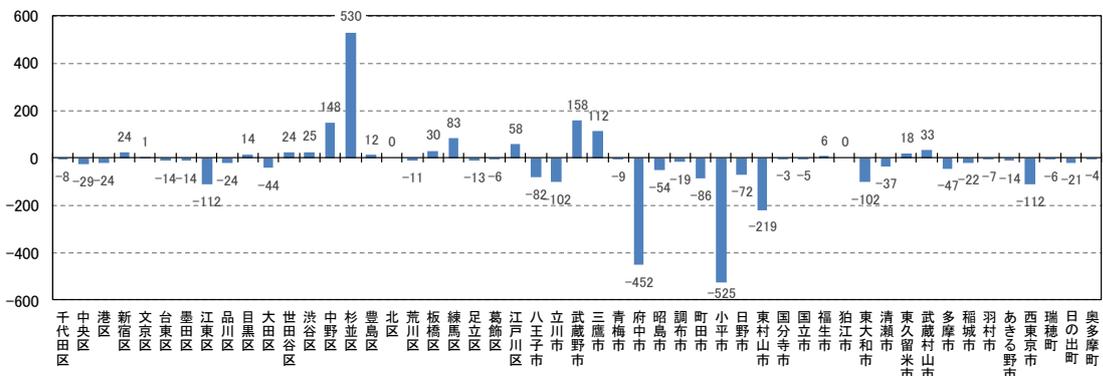
図表17 都内区市町村別転入者数：平成22(2010)年



出典：平成22年国勢調査

図表18 都内区市町村別転出者数：平成22(2010)年

小金井市と各自治体間の転入者と転出者の差をみると、杉並区のあいだで転入超過になっています。一方、小平市・府中市のあいだで転出超過になっています。



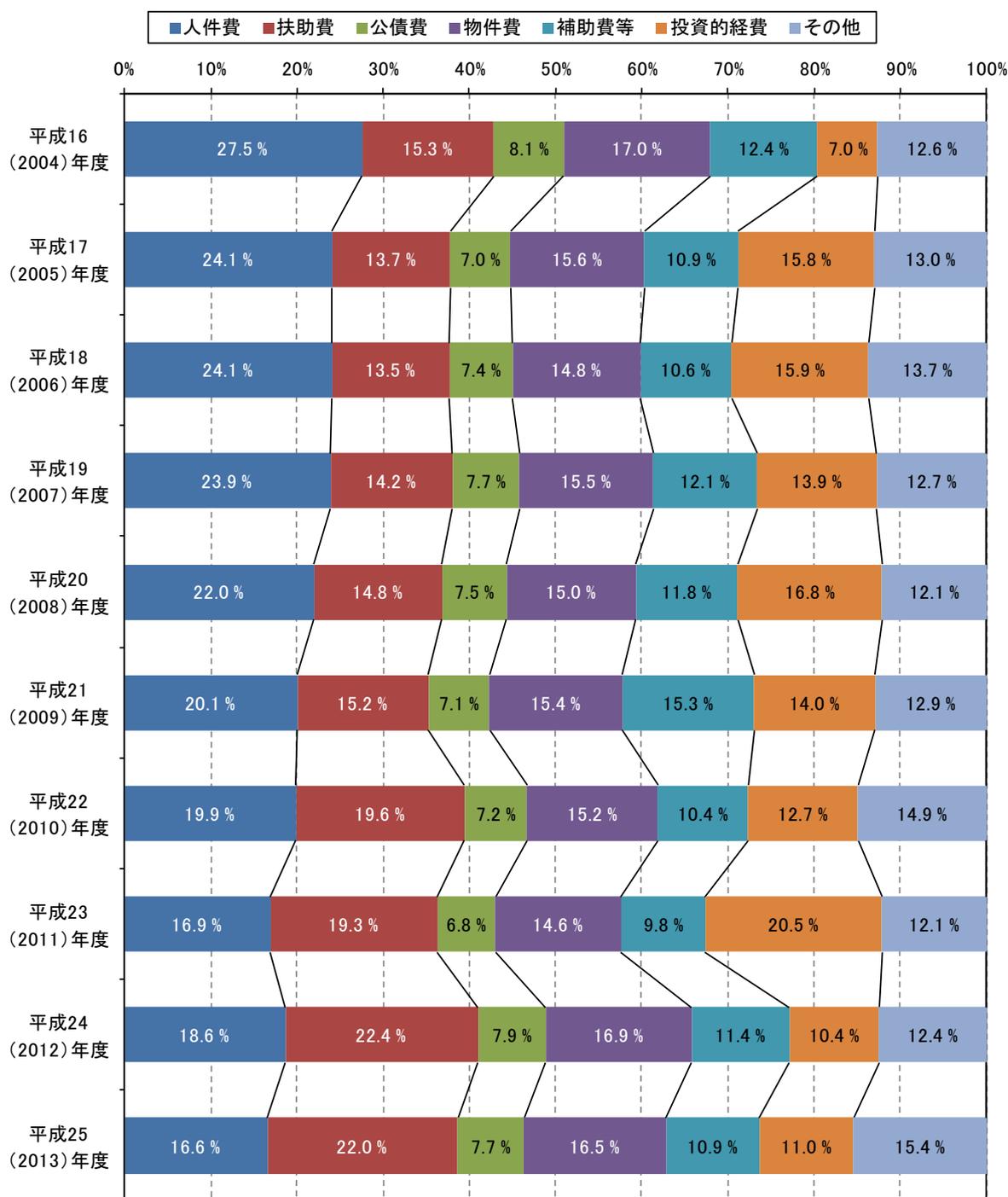
出典：平成22年国勢調査

図表19 市町村別の転入者・転出者の差：平成22(2010)年

3. 財政状況

1. 性質別歳出の推移

平成16(2004)年以降の性質別歳出の割合の推移をみると、人件費が約10%減少している一方、扶助費が全体に占める割合が年々増えています。

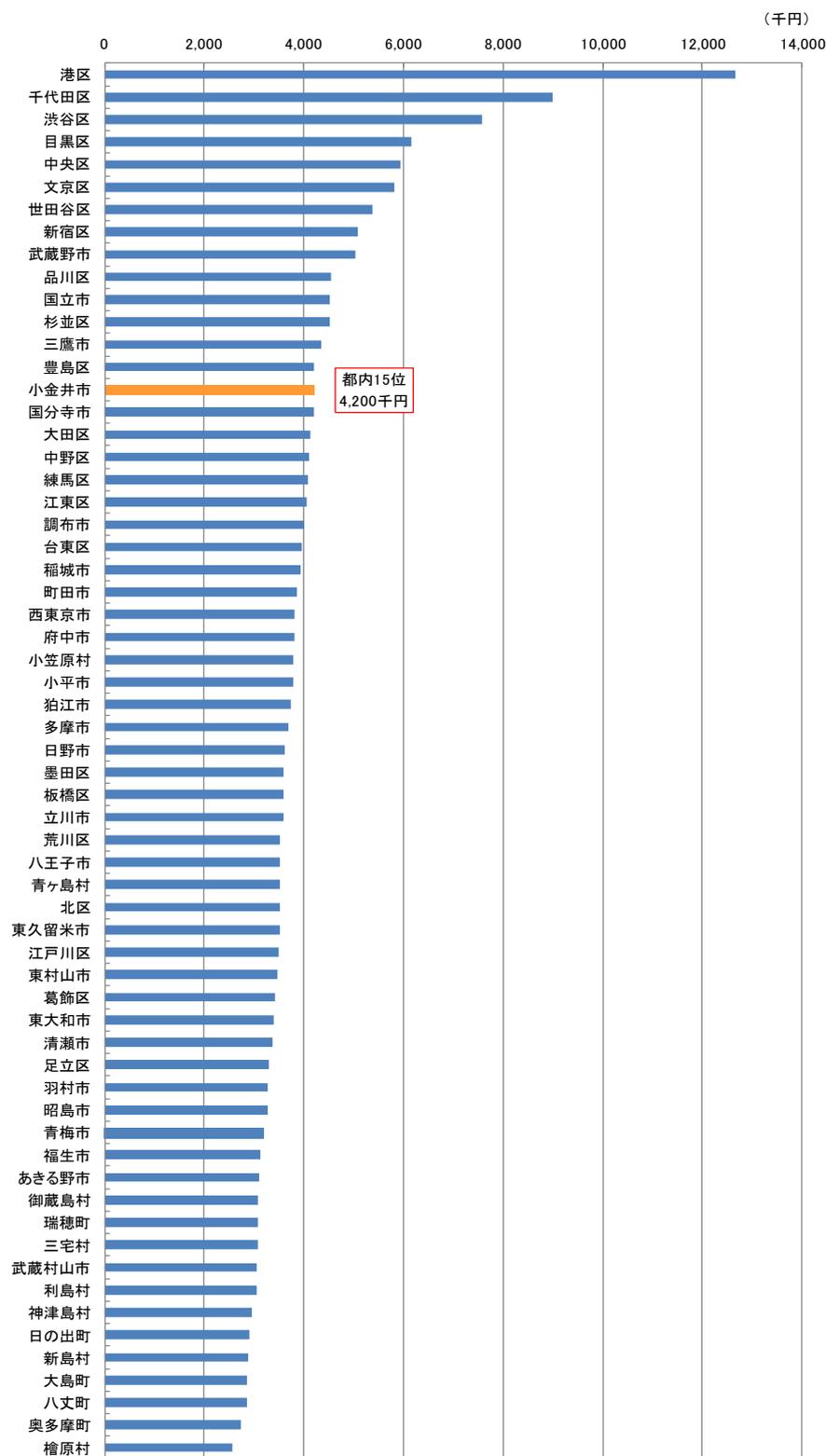


出典：地方財政状況調査

図表20 性質別歳出の推移：平成16(2004)年度～平成25(2013)年度

2. 市民の年間平均所得

平成25(2013)年の課税対象所得総額から算出した年間平均所得は4,200千円で、都内では15番目(全62市区町村中)の多さとなっています。



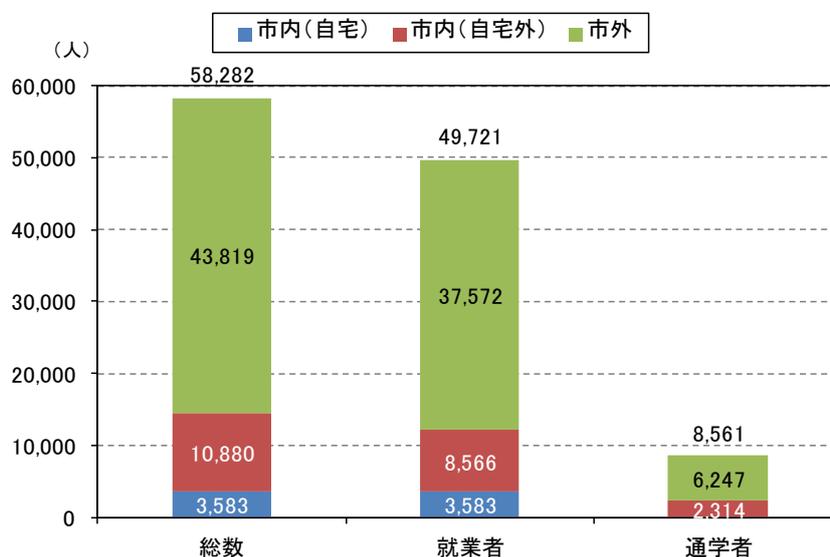
出典:市町村税課税状況等の調(平成25年)

図表21 市民の年間平均所得:平成25(2013)年

5. 就業

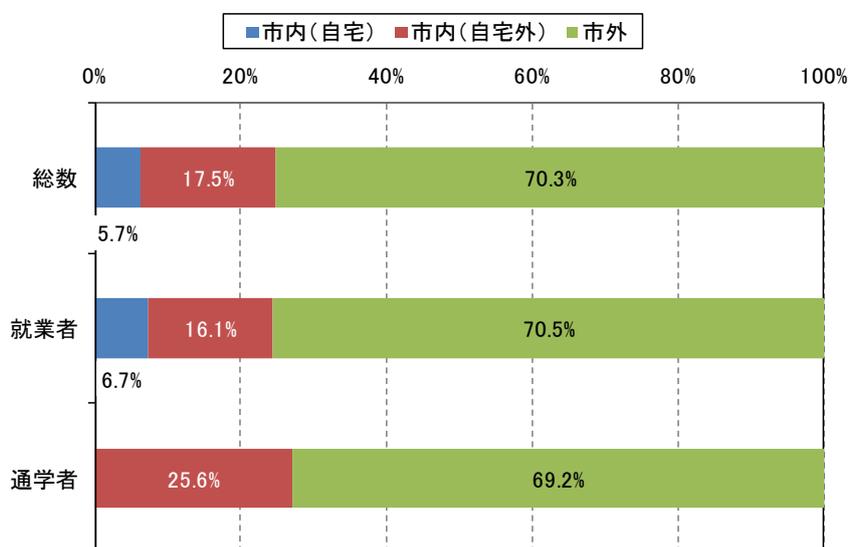
1. 市民の就業・通学の状況

市民のうち就業者は62,319人(就業地不明を含む)であり、そのうち14,463人は市内にて就業しています。市内就業者は全就業者の22.8%であり、市外に勤務する人が7割を占めています。



出典：平成22年国勢調査

図表22 就業地・通学地(市内・市外)による就業者数・通学者数：平成22(2010)年

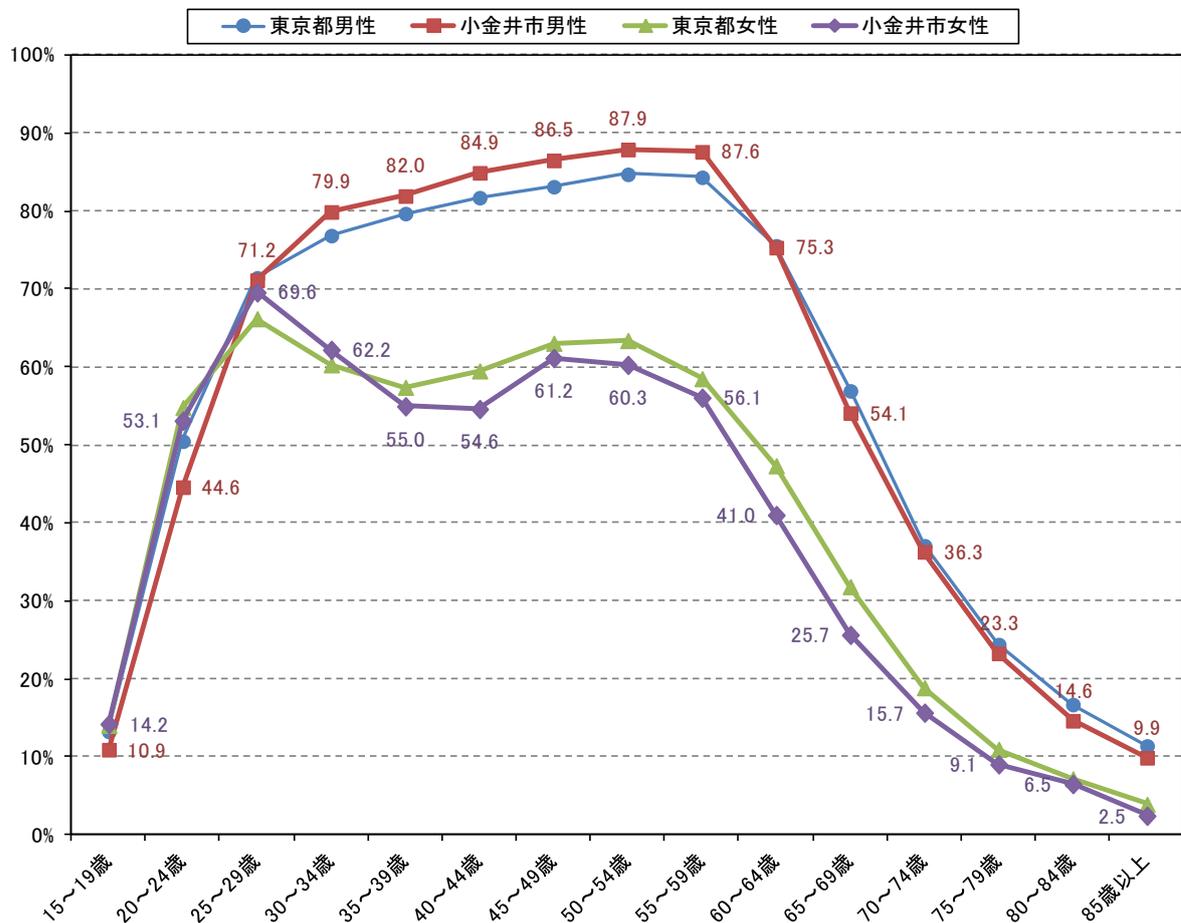


出典：平成22年国勢調査

図表23 就業地・通学地(市内・市外)による就業者数・通学者数の割合：平成22(2010)年

2. 市民の就業率

市民の5歳階級別の就業率をみると、東京都とくらべて、男性は生産年齢人口において東京都よりも全般的に高いです。女性については35歳以降は東京都よりも低いです。



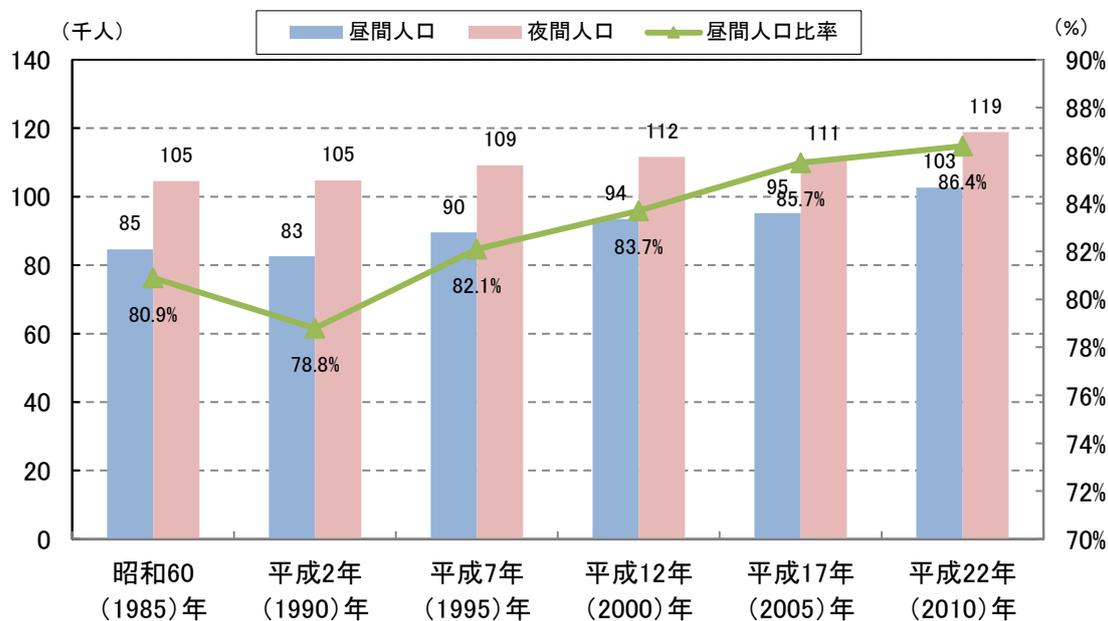
出典：平成22年国勢調査

図表24 5歳階級別の就業率：平成22(2010)年

3. 昼夜間人口

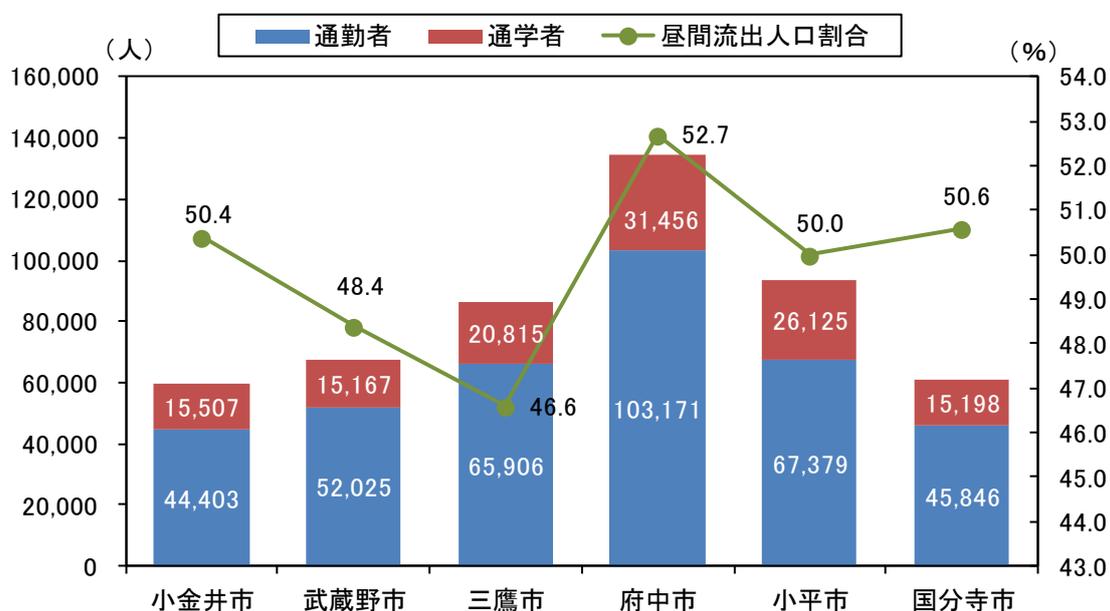
昼夜間の人口をみると、夜間人口の方が多く、昼間の市外への流出が見られます。

市内就業者数と昼間流出人口比率を近隣の5つの自治体とくらべると、武蔵野市・三鷹市よりは高く、府中市よりは低いです。小平市・国分寺市とおおむね同じ程度です。



出典: 国勢調査

図表25 昼夜間人口の推移: 昭和60(1985)年～平成22(2010)年

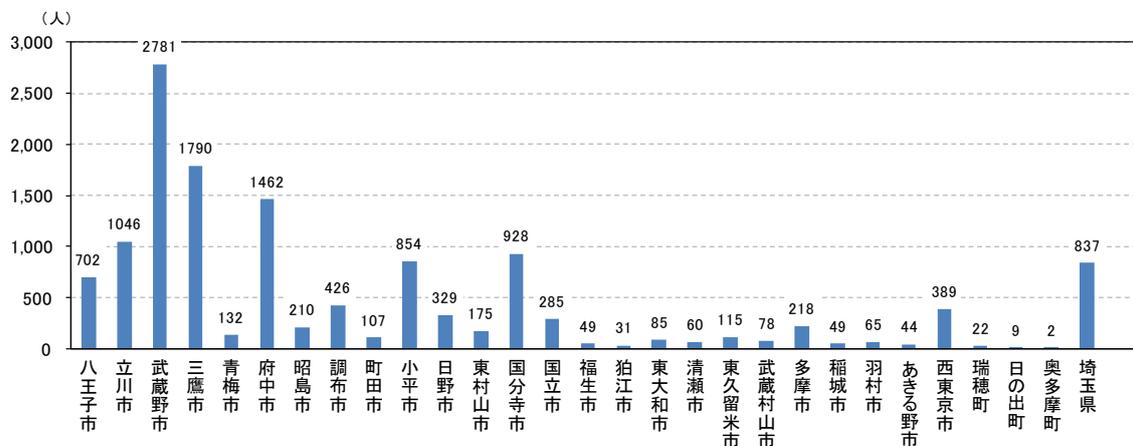


出典: 東京都の昼間人口

図表26 近隣自治体の中間流出人口の比較: 平成22(2010)年

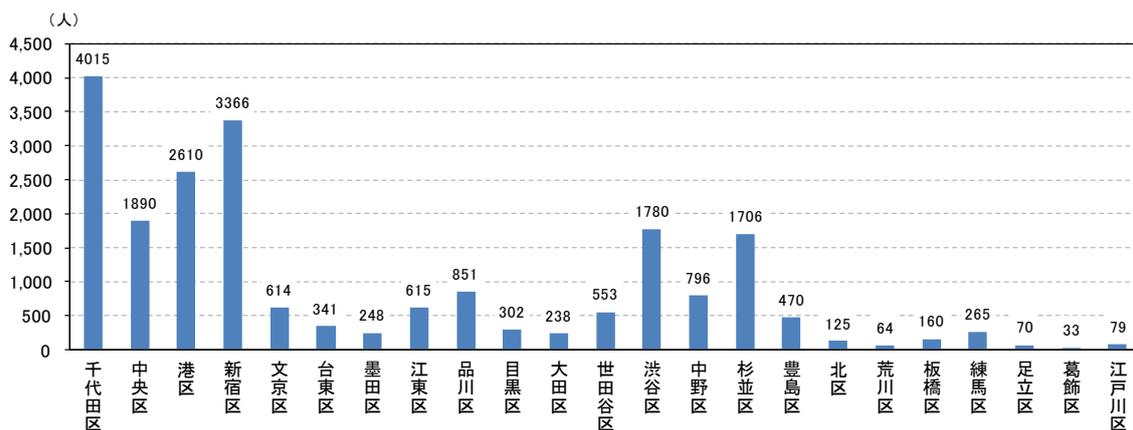
4. 市民の就業地の分布

市民の就業地を地域別に見ると、多摩地域では武蔵野市が最も多く、三鷹市、府中市が続きます。23区には21,191人が通勤しており、そのうち千代田区が最も多く、新宿区、港区が続きます。



出典：平成22年国勢調査

図表27 市民の就業地の分布：平成22(2010)年

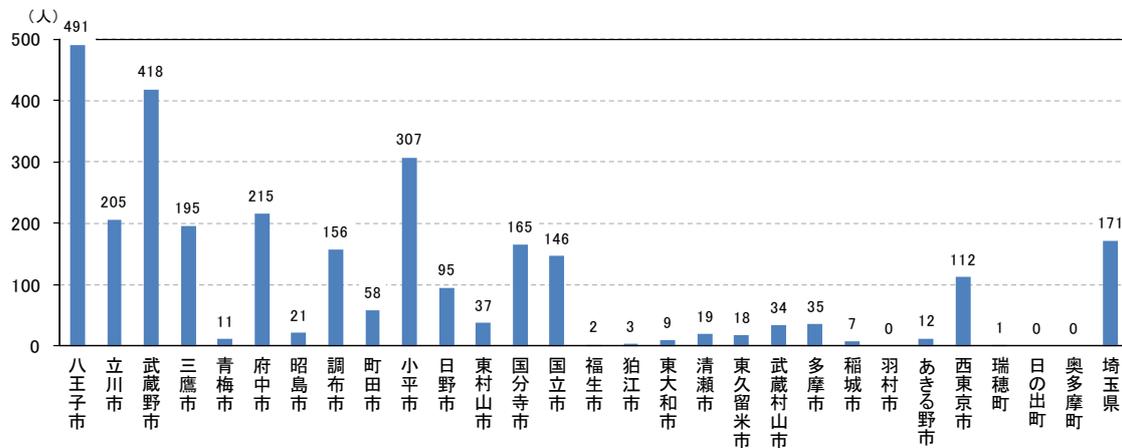


出典：平成22年国勢調査

図表28 23区における市民の就業地の分布：平成22(2010)年

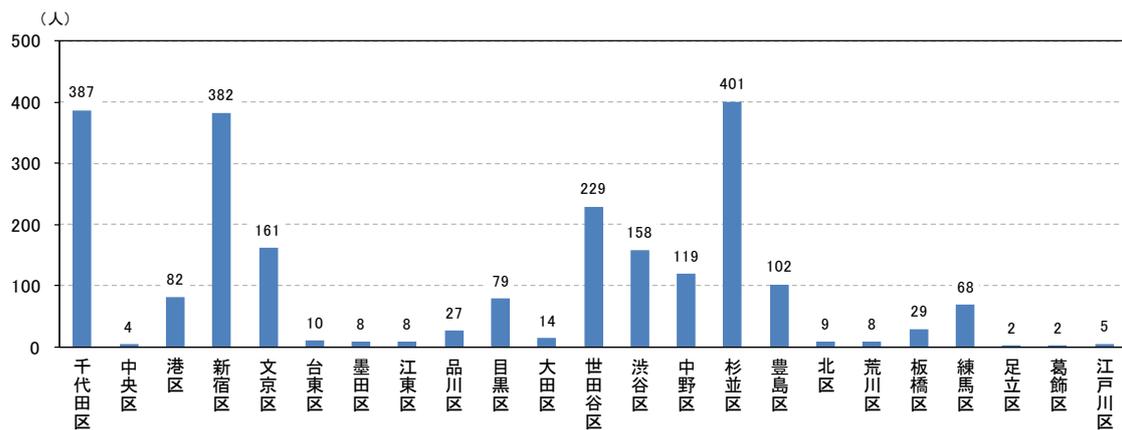
5. 市民の通学地の分布

市民の通学地を地域別にみると、多摩地域では八王子市が最も多く、武蔵野市、小平市が続きます。23区には2,294人が通学しており、そのうち杉並区が最も多く、新宿区、千代田区が続きます。



出典：平成22年国勢調査

図表29 市民の通学地の分布：平成22(2010)年

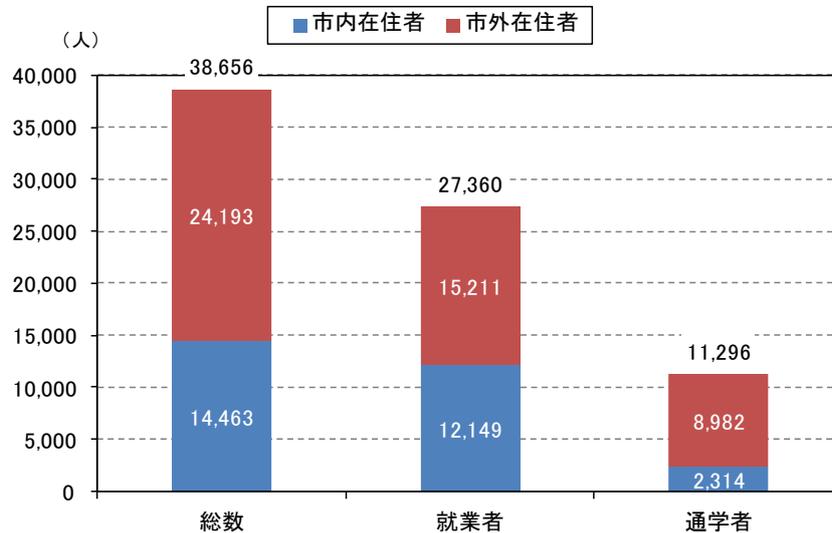


出典：平成22年国勢調査

図表30 23区における市民の通学地の分布：平成22(2010)年

6. 市内就業者・通学者の状況

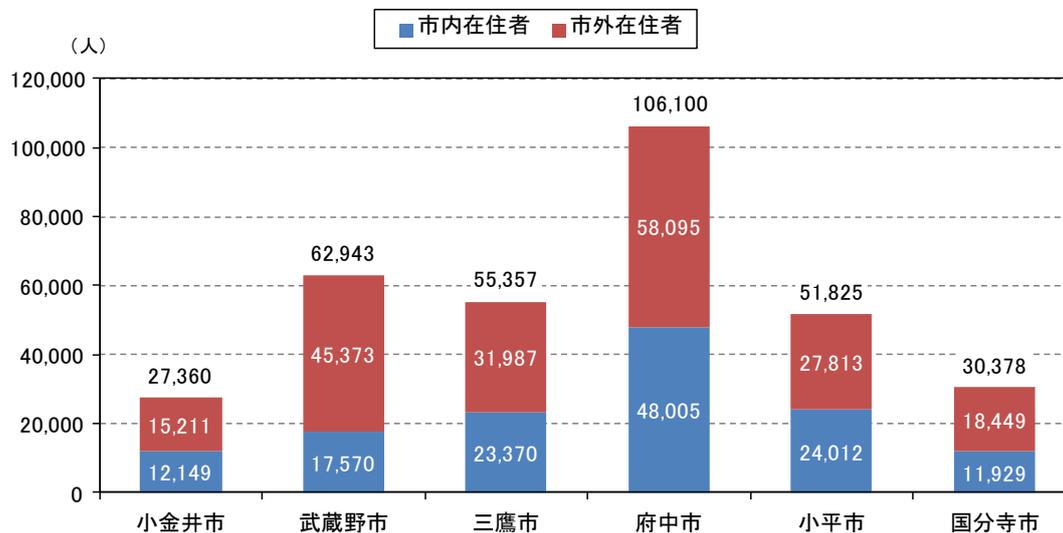
小金井市内で働く就業者は27,360人(就業地不詳の市民を含む)であり、そのうち市外から通勤している人は15,211人です。市民よりも約3,000人多いです。市内に通学する人は11,296人(通学地不詳の市民を含む)であり、そのうち市外から通学する人は8,982人であり、約8割を占めています。



出典：平成22年国勢調査

図表31 市内の就業者・通学者の居住地：平成22(2010)年

近隣の5つの自治体(武蔵野市・三鷹市・府中市・小平市・国分寺市)と比較すると、小金井市の市内就業者数は最も少なく、最も多い府中市の約4分の1です。

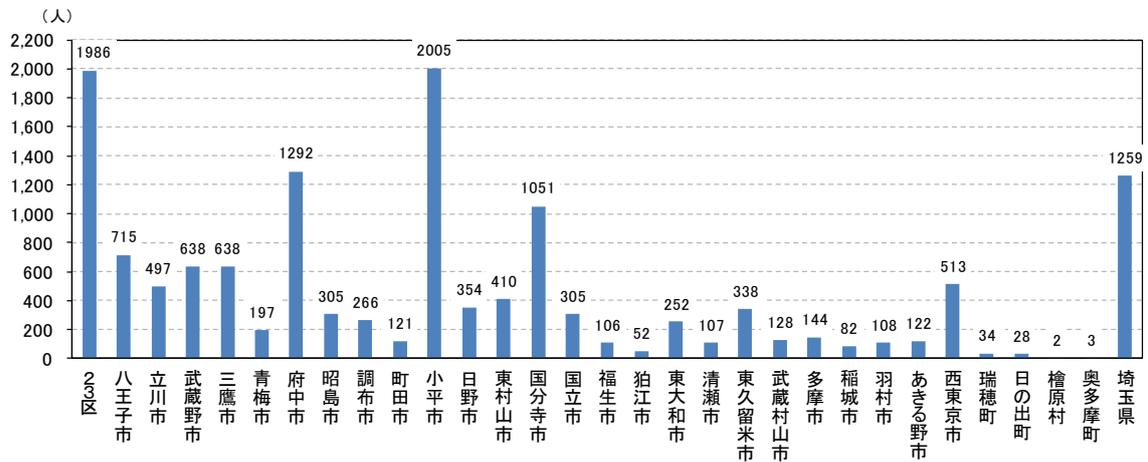


出典：平成22年国勢調査

図表32 近隣自治体の市内就業者数・内訳の比較：平成22(2010)年

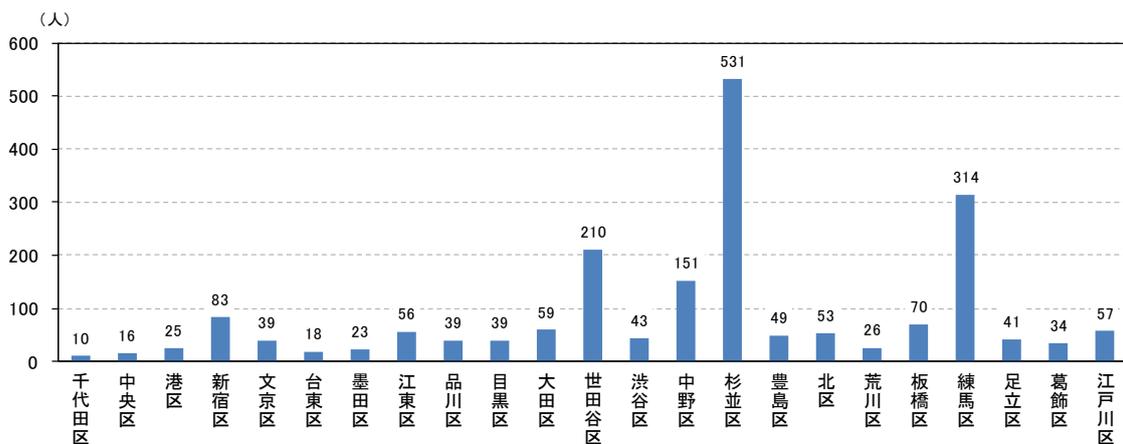
7. 市内就業者の居住地

市外から小金井市に通勤する人の居住地をみると、小平市が2,005人で最も多く、23区合計よりも多いです。次いで府中市、国分寺市が続きます。23区の内訳をみると、杉並区が531人で最も多く、練馬区が続きます。



出典：平成22年国勢調査

図表33 市内就業者の居住地(主に多摩地域)の分布：平成22(2010)年



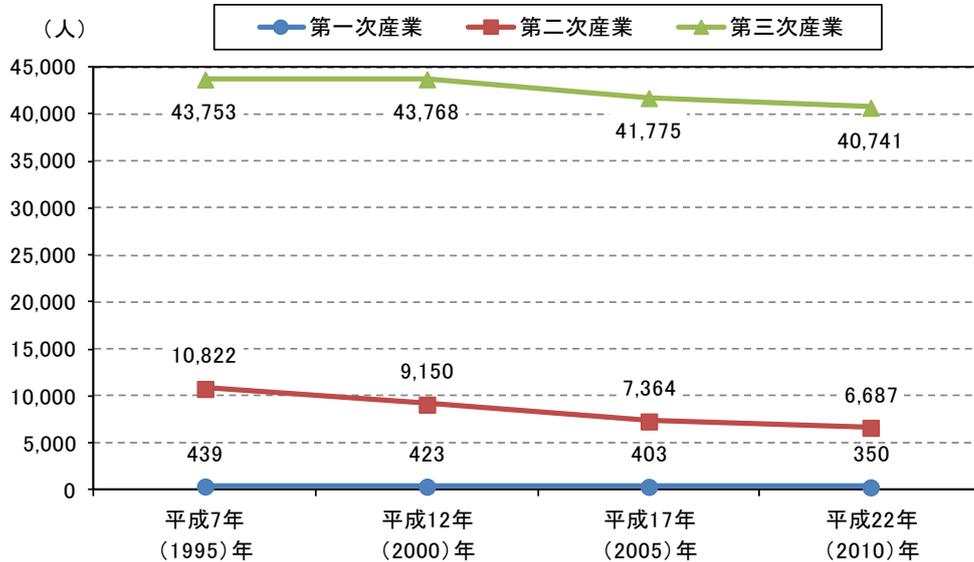
出典：平成22年国勢調査

図表34 市内就業者の居住地(23区)の分布：平成22(2010)年

6. 産業

1. 産業別就業者数の推移

市内産業は三次産業が中心ですが、第二次・第三次産業ともに就業者数は年々減少しています。

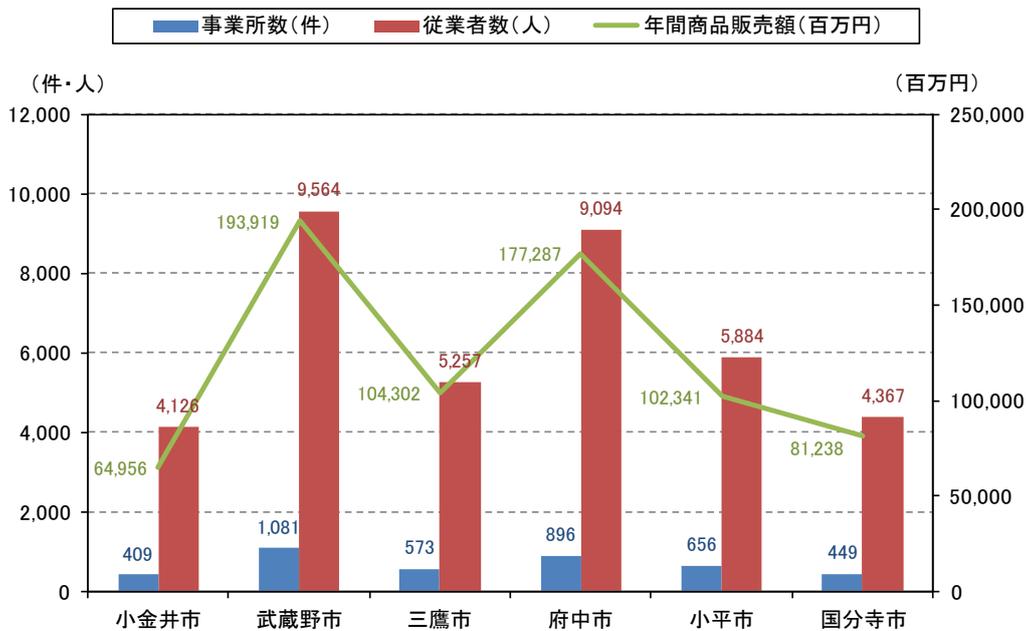


出典: 国勢調査

図表35 産業別就業者数の推移: 平成7(1990)年～平成22(2010)年

2. 商業の状況

小売業の事業所数などをみると、事業所が409件に対して、従業者数が4,126人、年間商品販売額が64,956百万円です。近隣の5つの自治体を比較すると、いずれも最も低い数値です。

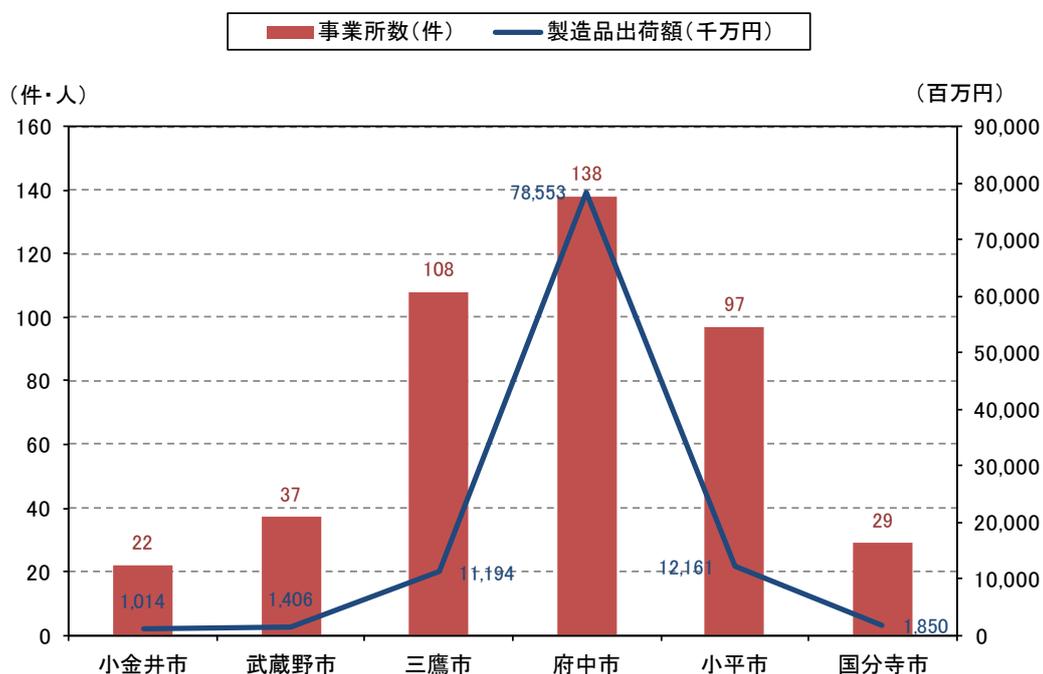


出典: 経済センサス活動調査(平成24年)

図表36 近隣自治体の事業所数・従業者数・年間商品販売額の比較: 平成22(2010)年

3. 工業の状況

工業の事業所数・製造品出荷額をみると、事業所が22件、製造品出荷額が1,014千万円です。近隣の5つの自治体を比較すると、いずれも最も低い数値です。

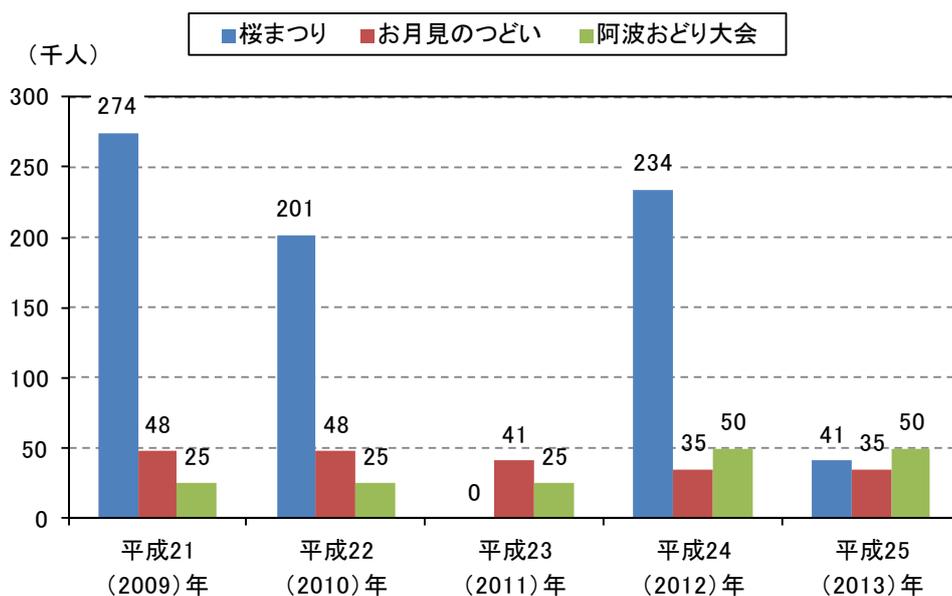


出典：経済センサス活動調査(平成24年)

図表37 近隣自治体の事業所数・製造品出荷額の比較：平成22(2010)年

4. 観光の状況

市内主要行事の来場者数の推移をみると、桜まつりが特に来場者が多いことが分かります。
 ※桜まつりは平成23(2011)年は中止、平成25(2013)年に来場者が少ないことは雨天だったことが考えられます。



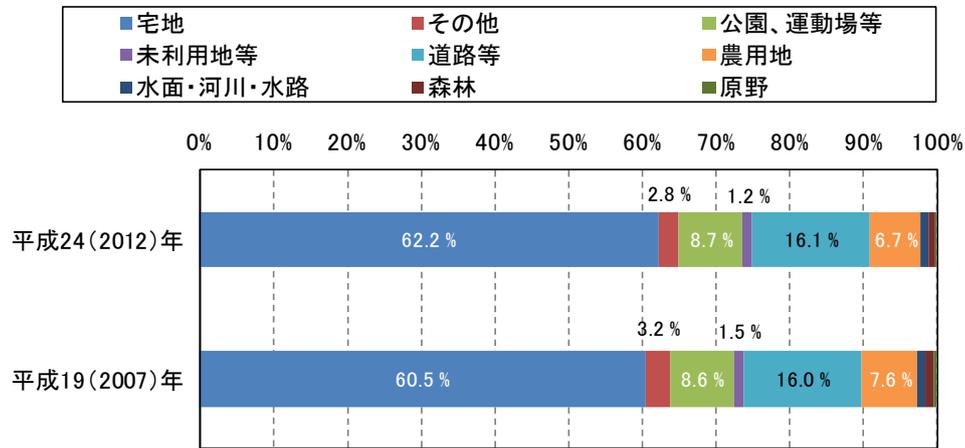
出典：小金井市資料

図表38 市内行事における来場者数：平成21(2009)年～平成25(2013)年

7. 土地利用

1. 土地利用比率

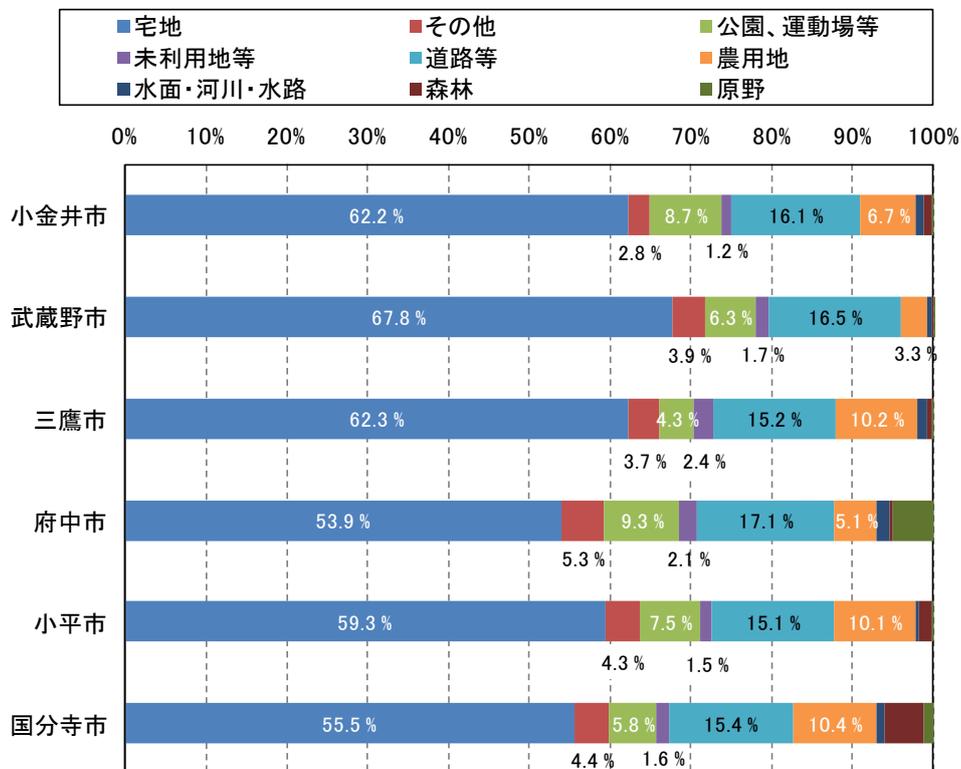
土地利用比率をみると、平成24(2012)年では62.2%が宅地として利用されています。平成19(2007)年と比較すると、約2%増加しています。



出典：東京の土地利用(東京都)

図表39 土地利用比率の変化：平成19(2007)年・平成24(2012)年

近隣の5つの自治体の土地利用比率と比較しても、いずれの自治体も5～6割が宅地として利用されています。

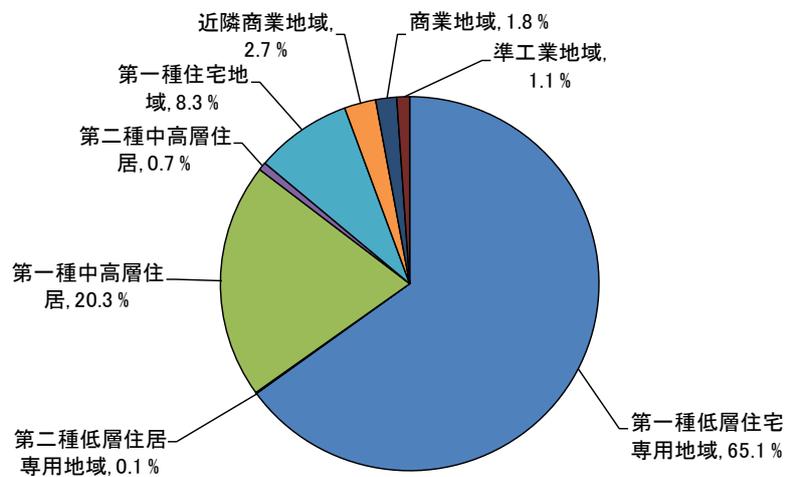


出典：東京の土地利用(東京都)

図表40 近隣自治体の土地利用比率の比較：平成24(2012)年

2. 用途地域の割合

小金井市の用途地域の割合をみると、住居系の用途地域が全体の約95%を占めており、さらに低層住宅専用地域が65.1%となっています。

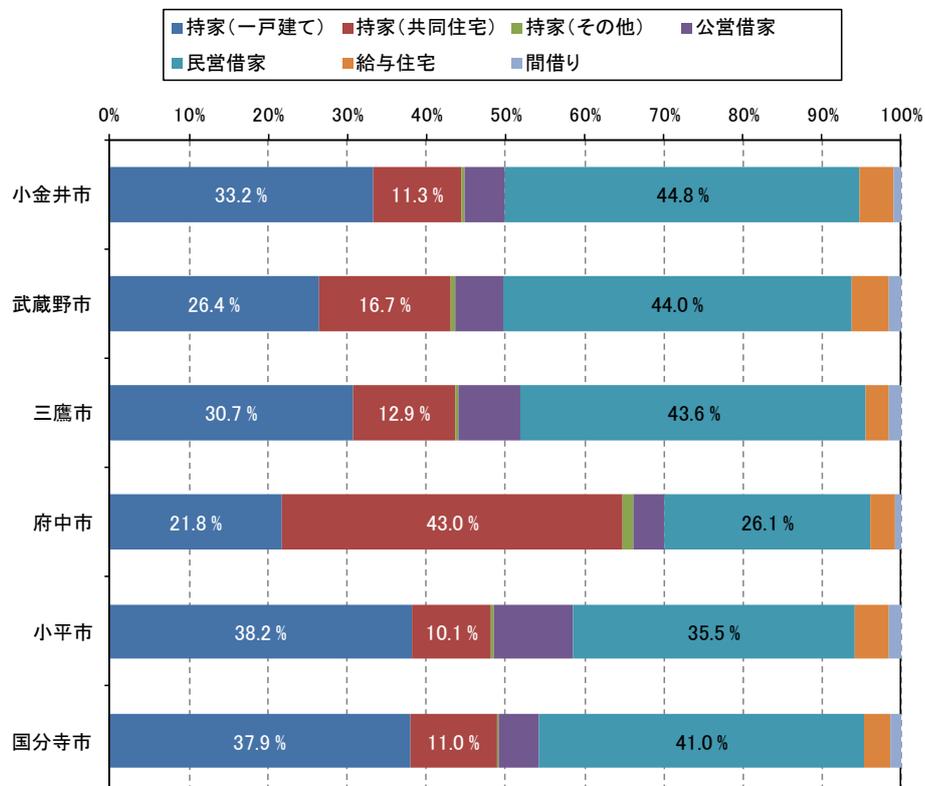


出典: 小金井市資料

図表41 用途地域の割合

3. 住宅所有関係

小金井市では持ち家率が46.4%となっています。そのうち一戸建ては33.2%となっており、武蔵野市・三鷹市よりは高く、小平市・国分寺市よりは低いです。

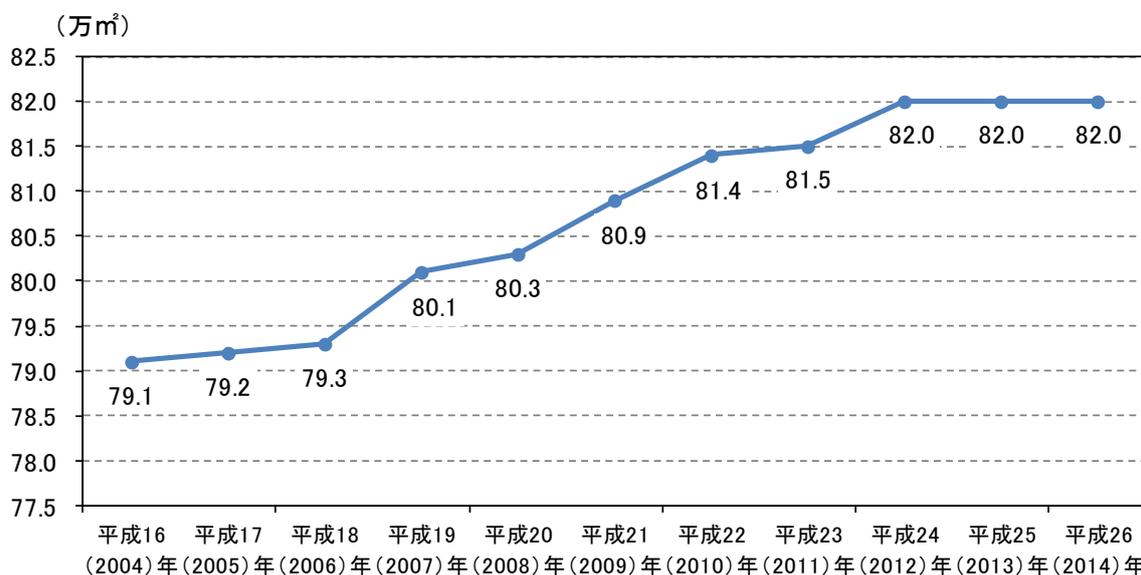


出典: 平成22年国勢調査

図表42 近隣自治体の住宅の所有関係別の割合の比較: 平成22(2010)年

4. 公園の面積

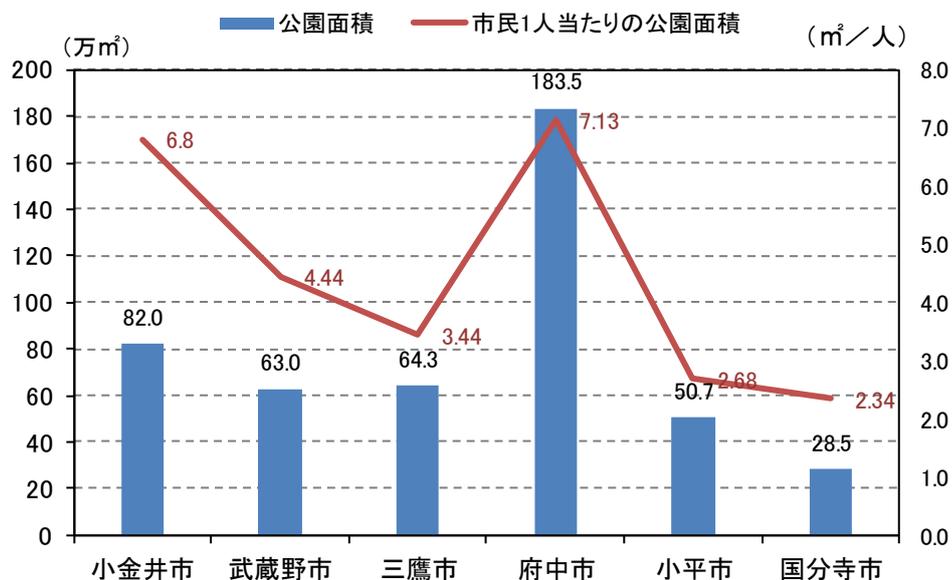
都立・市立公園の面積の推移をみると、平成24(2012)年まで増加傾向にあり、それ以降は82万㎡で推移しています。



出典：公園調査

図表43 都立公園・市立公園の面積の推移：平成16(2004)年～平成26(2014)年

近隣の5つの自治体と比較すると、府中の森公園が立地する府中市が面積が最も広く、次いで広い小金井市の約3倍の面積があります。市民1人当たりの公園面積をみると、府中市と小金井市は約0.3㎡/人の差となります。



出典：平成20年住宅・土地統計調査

図表44 近隣自治体との公園面積・市民1人当たりの公園面積の比較